

国分寺市男女平等推進行動計画

(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

推進状況年次評価報告書

【平成26年度 実施状況】



人はだれもが「ただその人である」というだけで、



かけがえのない存在です。

国分寺市





目 次



I	評価の考え方・手法について	2
1.	評価の目的	2
2.	評価者とその役割	2
3.	評価の頻度と公表	2
4.	評価の方法	2
5.	評価結果の反映	4
6.	男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ	5
II	男女平等推進委員会からの答申	6
1.	本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯	8
2.	平成 26 年度の評価方法	8
3.	施策評価における全体の傾向と特記事項について	9
4.	施策別評価理由と提言	13
III	施策別推進状況評価	23
課題 1	男女平等意識の醸成	24
課題 2	たがいの性の尊重と健康支援	33
課題 3	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	34
課題 4	就労における男女平等の推進	44
課題 5	男女共同参画を支える環境の充実	49
課題 6	政策・方針等の意思決定への男女共同参画	57
IV	数値目標の達成状況	62
V	評価方法の確認事項	66
VI	参考指標	67
VII	参考資料	72
資料No. 1	事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）	73
資料No. 2	自己点検票書式	92
資料No. 3	平成 27 年度会議の開催状況	93
資料No. 4	国分寺市男女平等推進行動計画の概要	95
1	計画の目的	95
2	計画の位置づけ	95
3	計画の期間	95
4	計画の推進	95
5	計画の基本理念	96
6	計画の体系	97
資料No. 5	国分寺市男女平等推進条例	99
資料No. 6	国分寺市男女平等推進協議会設置規程	106

I 評価の考え方・手法について

1. 評価の目的

国分寺市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2. 評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、総合的な評価を行います。

推進委員会は評価をするにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

また、推進委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的評価を行うよう努めます。

3. 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4. 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

(1) 所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、自己点検票を作成し、自らの事業について事業評価の視点から評価を行い、事務局である文化と人権課に提出します。

「事業評価の視点」は、次の①から③の3つの視点を各事業に応じて予め設定しました。

3つの視点	① 計画に沿った事業を行ったか
	② 事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか、又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか（事業の主たる実施目的が男女平等推進そのものである場合には後者、そうでない場合には前者を選択）
	③ 事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

「男女平等推進の視点」は、国分寺市男女平等推進条例第3条の規定事項のうち、当該事業に関連のある事項を自己点検票に記載しました。

これにより、所管課は事業の実施にあたり、男女平等推進の視点として条例の基本理念を改めて認識するとともに、事業評価の視点から、自己の事業について具体的・客観的に振り返り評価することができます。

所管課の評価の基準は下表のとおりです。各事業評価の3つの視点における評価の合計点を「3（事業評価の視点の数）」で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価として平均値を所管課評価としました。

評価	評価の基準	数値換算
A	前年度よりも実績が上がった	4点
B	前年度と同様の実績があった	3点
C	前年度より実績が下がった	2点
D	実績がなかった	1点
達成	計画所定の事業内容を達成した	4点
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった	1点

(2) 推進委員会の評価

以下の手順で評価を行います。

イ) 所管課の行った自己評価の点検

所管課から提出された自己点検票の記入内容を、男女平等推進の視点及び事業評価の視点から検討します。推進委員会の各委員は、課題ごとに複数のグループに分かれて検討を進め、推進委員会で報告します。

ロ) 所管課に対するヒアリングの実施

推進委員会が、事業の内容について直接質疑応答をする必要があると考えた所管課に対し、ヒアリングを行います。推進委員会がヒアリング

をすることで、市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ、施策の推進を滞らせるものがある場合には、それは何であるのかを知ることがもできます。

ハ) 施策評価と提言

自己点検票の検討、ヒアリングの結果等をもとに、計画の推進状況を施策ごとに評価します。その際には評価理由を記載し、必要に応じて所管課に対する提言を行います。

評価基準は所管課の自己評価と同様ですが、数値換算した平均値による評価ではなく、総合判断で施策ごとの評価を行います。

評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(3) 専門委員会の評価

所管課から提出された自己点検票を、事業ごとに検討します。

所管課評価と同様の基準に基づいて評価を行います。1つの事業に複数の所管課がある場合には、所管課評価を数値換算した合計を所管課数で除し、その平均値をもとめて評価します。ただし、☆評価については勘案しません。

委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。

必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進協議会の評価

推進委員会からの意見と、専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。評価理由と今後の見通しについても併せて記載します。

5. 評価結果の反映

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民および事業者等に分かりやすい形で報告します。

年次報告書は次年度予算の策定前に公表しますので、所管課は次年度予算策定に評価結果を加味することができます。

6. 男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例
○国分寺市男女平等推進行動計画（平成24年度中間見直し版）（2目標、6課題、26施策、70事業）



	男女平等推進委員会	男女平等推進協議会	男女平等推進専門委員会	事業所管課	事務局	
役割	市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に係る重要事項に関すること及び行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し答申するほか、市長に建議することができる。	市の男女平等推進施策の総合調整、行動計画の策定及び進行管理を行う。	行動計画の策定及び進行管理に関して、左記協議会の指示により調査検討を行い、結果を協議会長に報告する。	行動計画所定の事業を取り行う。	行動計画を推進するため関係機関と調整をする。	
構成員	男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者：4人 公募市民：3人 有識者：2人	会長：副市長 副会長：市民生活部長 その他委員：政策部長、総務部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、教育部長	市職員14人 (政策部：2人、総務部1人、市民生活部2人、福祉保健部3人、子ども家庭部2人、教育部4人)		文化と人権課職員	
時期	4月		第1回会議(4/16)開催 ○市民意識・実態調査について ○評価スケジュールについて ○今年度評価の手法について ○推進委員会諮問事項について		○今年度方針課内打合せ ○協議会開催準備 ○推進委員会開催準備	
	5月		第1回会議(5/21)開催 ○委員紹介 ○年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ○評価作業グループ分け(責任者決め) ○次回以降の委員会日程検討		各課で自己点検票作成・事務局へ提出(締切5/12)。	掲示板及び個別メールにて、各課へ自己点検票記入依頼(自己点検票配布)。推進委員会へ諮問事項通知(5/21)
			○課題ごとにグループに分かれて審議			点検票内容確認、各課と調整、推進委員会へ点検票送付。
	6月		(第2回会議(6/1)開催 ○市民意識・実態調査について) ※評価のための開催ではない			ヒアリング対象課との調整
			第2回会議(6/12)開催 ○施策推進状況の検討(各グループからの報告) ○ヒアリング対象課検討			
			第3回会議(6/26)開催 ○ヒアリング ○意見交換		対象課はヒアリングに参加(公民館課、職員課)	
	7月		第4回会議(7/2)開催 ○施策別推進状況評価審議(ヒアリング対象課事業を含む施策及び、特に検討を要する施策を中心に)			
			第5回会議(7/17)開催 ○施策別推進状況評価審議			
			第6回会議(7/22)開催 ○施策評価内容の最終調整 ○答申案審議			
	8月			第1回会議(8/17)開催 ○事業推進状況評価検討(課題1~2)		
			第2回会議(8/19)開催 ○事業推進状況評価検討(課題3~6)			
	答申提出(8/20)(評価報告部分)	第3回会議(8/24)開催 ○施策別推進状況評価について(推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討)			報告書案検討	
9月					評価年次報告書起草(市長決裁・各課へ送付)	
以降 10月				評価内容を勘案して年度後半の事業を執行する。また、次年度予算案に反映する。		

Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

平成 27 年 8 月 20 日

国分寺市長
井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 長津 芳

国分寺市男女平等推進行動計画の実施状況の評価について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付で、国分寺市男女平等推進行動計画の平成 26 年度実施状況の評価について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、実施状況の評価について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

国分寺市男女平等推進行動計画
平成 26 年度実施状況の評価

平成 27 年 8 月 20 日

国分寺市男女平等推進委員会

1. 本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯

国分寺市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という）は平成20年5月にスタートしました。本委員会は、市長の諮問を受け、平成20年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申、平成21年度、22年度、23年度は「行動計画の達成度の評価について」答申いたしました。さらに、平成23年度は行動計画の中間見直し年であったことから、平成20年度から平成22年度の3年間の総括評価についても答申いたしました。

平成24年度、25年度、26年度は、見直し後の行動計画の実施状況の評価しました。

今年度も、引き続き平成26年度の行動計画の実施状況について評価します。

2. 平成26年度の評価方法

(1) 施策評価作業について

今年度も評価は①所管課（室）による自己点検票、②ヒアリング（今年度は公民館課、職員課へ実施）、③総合評価の3段階による方法で行いました。評価は施策単位で行いました。

本委員会での具体的な評価作業は、下記のように行いました。

委員長を除く8人の委員を3つのグループに分け、行動計画の6課題を2課題ずつ分担する。



各グループは、担当課題について、所管課（室）作成の自己点検票に基づき男女平等推進の視点から分析を行う。



本委員会で各グループの行った分析を報告し、検討する。



ヒアリング実施結果も交え、本委員会で施策別の評価及び評価理由・提言をまとめる。

(2) 評価の考え方について

評価の目的は、行動計画の実効性を高めることにあるため、本委員会の評価は、男女平等推進の視点からみた次の表で示す基準によって行っている。

ます。したがって、事業本来の目的からは成果があげられていても、男女平等推進の視点からみて成果をあげられたと評価できなければ、D評価とさせていただきますことがあります。

本委員会としては、なぜこのような評価になったのか評価理由を明示するとともに、提言を盛り込むことに力点をおきました。

各所管課（室）におかれましては、本答申の内容を念頭におきながら、平成27年度下半期の事業に取り組んでいただくとともに、来年度の予算作成に反映してくださることを期待します。

評価	評価の基準
A	前年度よりも実績が上がった
B☆	前年度より実績が上がっていても改善されつつある
B	前年度と同様の実績があった
C	前年度より実績が下がった
D	実績がなかった
達成	計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止	計画所定の事業内容が休止・廃止になった

3. 施策評価における全体の傾向と特記事項について

(※ 基本目標・課題・施策番号については施策体系図を参照)

- 前年度より取組が改善されていると認められる施策が多くあり、尽力に敬意を表します。A評価が3施策、A評価までは至っていないものの改善されつつあるB☆評価が7施策あり、今後に大いに期待したいと思います。

→	A	課題1－(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり
↑	A	課題1－(4) 男女平等に関する実態把握
↑	A	課題4－(3) 起業・再就職への支援
↑	B☆	課題3－(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み
↑	B☆	課題3－(3) 相談業務の充実と関係機関との連携
↑	B☆	課題3－(5) 人権侵害を予防するための支援
↑	B☆	課題5－(2) 子育てへの支援
↑	B☆	課題5－(3) 介護への支援
↑	B☆	課題5－(4) 生活の安定と自立の促進
↑	B☆	課題5－(5) 高齢者の虐待防止

- 反対に前年度より取組に改善が認められず、A評価からB評価へと下がったものが3施策、C評価にせざるをえないものが4施策ありました。奮起をお願いしたいところです。

↓	B	課題3－(6) 子どもにとっての男女平等
↓	B	課題3－(7) 性犯罪被害者の支援
↓	B	課題6－(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画
↓	C	課題1－(5) 男女の人権に配慮した表現の推進
→	C	課題4－(1) 事業者への啓発と支援
↓	C	課題5－(1) ワークライフバランス（仕事と生活との調和）の推進
↓	C	課題6－(1) 庁内における男女共同参画

- 「課題1－(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり」における取組は大いに評価できるものでした。関連する公民館課，文化と人権課，子ども子育て事業課，図書館課の講座等は実質的な効果を上げているものと思います。

特に、公民館課にヒアリングする機会を得て、地道な努力を重ねている様子がわかりました。講座開催と保育室事業の併用は、目的効果ともに優れ、参加者も大幅に増加していることは特筆に値するものでした。こうした有効な取組をさらに充実させていくために、講座の企画段階から市民の参加を得る仕組みを構築したり、勤労者層の利用率向上のため、「けやきの樹」(市報)を国分寺市民が利用する各駅に配架したりする工夫をしていただきたいと思います。

- 各種の講演会や、講座等が実施される中で、テーマによって参加者が限られることがあるようです。男女問わず、興味関心のあるテーマを工夫して参加しやすくしていただき、実施した中に、男女平等の意識が醸成される手だてを講じていただけると有効であると思います。

- 若年(学齢期)の時こそ男女平等意識を育てていくことが大切であり、学校現場への働きかけを望みます。

・「国分寺市男女平等推進条例の子ども用」を小学校5年生に配布

「課題1－(2) 学校における男女平等教育の充実」は、昨年度と同程度の実績であるためB評価ではありますが、昨年度から提言されて

いる「国分寺市男女平等推進条例の子ども用」を配布するという願いが実現されていないことは残念に思います。あらましはできているのですから、今年度は是非実現する方向で検討してください。

・「デートDV防止啓発リーフレット」の中学校配布

「課題2－(1) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成」や「課題3－(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組」においても、学校現場へ働きかけ、デートDV防止啓発リーフレットの中学校配布の検討を提言します。また、弁護士によるいじめ防止授業(中一)の中に、デートDV等ジェンダーを視野に入れた指導を望みます。

・専門知識のある外部講師の派遣

児童・生徒への指導の前に、教師自身が理解を深めることが大切であり、専門知識のある外部講師を派遣し、研修を充実させることが有効であると考えます。

・学校指導課との連携

「課題3－(6) 子どもにとっての男女平等」や「課題3－(7) 性犯罪被害者の支援」も学齢期にこそ育みたい課題ですが、進展が見られません。「子育て相談室」「文化と人権課」のみならず、「学校指導課」との連携を深めて果敢に取り組んでいただくため、「課題を解決するために連携の必要な所管課」の欄に「学校指導課」を明記して意識を高めてほしいと思います。

○ 「課題1－(5) 男女の人権に配慮した表現の推進」では、市刊行物の表現ガイドラインを明確にさせていただきたいと思います。ガイドラインに頼ってマニュアル的な仕事をするということではなく、ガイドラインは、国分寺市が目指す方向性を定めるものであり、市民がどのような意識を共有していくのかという根幹にもかかわってくるものであると考えます。

○ 「課題5－(1) ワークライフバランス(仕事と生活との調和)の推進」では、男性の育児休業取得者が1名現れたということは、これまでの市内における努力の賜物であると思います。しかし潜在的には男性の育児休業取得対象者はさらに多く存在し、その方々が取得していない(したくてもできない)環境を変化させることこそが肝要であると思われます。まずは市内から、育児休業制度だけではなくワークライフバランス全般へのさらなる現状の分析と、具体的な取組を期待します。

○ 「課題6－(1) 庁内における男女共同参画」は、諸施策の中でも重要なテーマだと感じます。しかも、庁内のことでもあり、職員の方々の意識で改革できるテーマだと思います。審議委員等の選任手続等は明確にされ、庁内イントラネットを使った意識付けも取り組まれています。性による偏りの解消には至っていないように思われます。近年、業務改革で活用されているKPI（重要業績評価指標）の考え方を取り入れて、実態に合った、適切な目標を立て、明確に数値化して改善に取り組んでいただくことが有効だと考えます。隗より始めよと申します。庁内での改革が市民にとってモデルケースとなるような取組を期待します。

○ 自己点検票の記載に関して、通常業務の報告に留まらず、男女平等推進の観点からの自己評価にしてほしいと思います。

そして、「過去は〇〇だった。目標は××で、現状は△△である。」といった記述を望みます。杓子定規な記述や、前年度の文面をそのまま写すことは避け、具体的に現状を見つめた記述をして、自己点検票が、事業を展開するときに生かされるものであることを期待します。

【施策体系図】

※本報告書 97・98 頁と重複するので掲載を割愛します。

4. 施策別評価理由と提言

基本目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題 1 男女平等意識の醸成

施策（1）家庭や地域における男女平等の意識づくり（事業No. 1～3）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】他市との共催など種々の工夫により、開催講座回数が大幅に増えている。他課との連携による職員啓発の狙いも实际的で良い。公民館における講座開催と保育室事業の併用は、目的効果ともに優れ参加者が大幅に増加している。国際的理解を深める為の諸活動の工夫と継続性は評価できる。文化と人権課発行の情報誌はその内容がリアルで画期的なものである。男性保育士の増加・活躍は、幼児期からの男女平等意識付けとなり、またイクメンの励みともなる。自己点検票の集計では概ねBだが、総合的にAと評価する。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆意識作りの作業は地味であり直ちに効果が現れるものではないが、抽象論で終わらぬよう更に实际的な工夫をし、継続してほしい。本施策を契機として市政への関心を高めるといった視点があっても良いのではないか。男女平等討論イベント（家事、経済活動、育児、教育、介護など）を行ってはどうかと考える。 ◆講座の企画（テーマ・講師・日時等）の段階から、公民館利用グループをはじめとする市民の参加を得るようにすることによって、講座事業をより充実することができると思われる。 ◆情報誌の内容については好評であり、更にリアリティを追求し読んでもらえる工夫を続けていただきたい。 ◆利用率のさらなる向上に広報が果たす役割は大きい。勤労者層の利用率を向上させる工夫の一つとして「けやきの樹」（市報）を国分寺市民が利用する各駅に配架できるよう、JR及び西武鉄道に協力を求めたらどうかと考える。

施策（2）学校における男女平等教育の充実（事業No. 4～6）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】男女平等教育が継続的に行われていることと思う。実績は昨年度と同程度なのでBとした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆男女という既成概念を超えた様々な性差や個性があることに関連し、社会的な認知と対応が進みつつあり、学校教育の場でもこのような少

	<p>数派の児童生徒に対し，更に十分な配慮と適切な教育環境を与える工夫をしていただきたい。</p> <p>◆前年にも提言したように，教員自身が男女平等の認識を高められるよう，男女平等や人権に関する研修を推進し，また，文化と人権課と連携して課題発見や解決のための取組を検討していただきたい。</p> <p>◆国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらましを，小学校5年生に毎年配付することを検討していただきたい。</p>
--	---

施策（3）庁内における男女平等意識の徹底（事業No.7～8）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】ワークライフバランス研修やイクボス講座の実施は，男女平等推進の実質的基礎として評価できる。職員意識調査が行われなかったことは残念。昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆管理職研修をさらに進めていただきたい。</p> <p>◆職員意識調査の結果集約・分析を速やかに行い職員課の施策に活かしていただきたい。</p>

施策（4）男女平等に関する実態把握（事業No.9～10）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】市民意識・実態調査票案の検討が完成したことについて，高く評価できるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆調査結果の分析と政策反映に期待する。</p>

施策（5）男女の人権に配慮した表現の推進（事業No.11～13）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】小平市との共催講座は，具体的工夫により集客増を図るなど今後の参考になる事例であり評価できる。市刊行物の表現ガイドライン作成がなされておらず，評価Cが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ガイドラインの作成にとりかかっているのなら，形としてまとめていただきたい。</p>

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成(事業No.14~15)

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】セクシュアルマイノリティ(LGBT)の子供たちのための環境づくりは高く評価され、特に養護教員向けの講座開催は有効。児童館宿泊行事は良い工夫で継続は有益。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆正しい知識の普及ができるように、さらに努力していただきたい。◆学校の現場に専門知識のある外部講師を派遣するなどしていただきたい。

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援(事業No.16~18)

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】女性のがんのトップが大腸がんであることなどを踏まえた講座開催など既成概念にとらわれず独創的。乳幼児家庭全戸訪問など母子の健康支援が継続的に実施されたことは評価できる。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆性差による健康上の問題が男女共通の理解となることが有益。健康推進課実施の講座に男女ともに参加できる工夫をしていただきたい。◆セクシュアルマイノリティに対する健康支援も必要ではないかと考える。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み(事業No.19~21)

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】文化と人権課が前年度課題としたモラルハラスメントの啓発講座を開催できたことを評価し、B☆とした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆前年提言同様、デートDV防止啓発リーフレットの中学校配布を検討していただきたい。◆弁護士によるいじめ防止授業(中1)の際に、デートDV等ジェンダーを視野にいれた指導を行っていただきたい。

施策（２）ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援（事業No.22～29）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では、評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間シェルター連絡会への補助額がさらに増額になったことは評価できる。前年提言と同様、未支給である他市への働きかけを行っていただきたい。（文化と人権課） ◆前年提言と同様、乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査を行っていただきたい。（健康推進課） ◆父子家庭の相談支援は、今後とも継続していただきたい。（子育て相談室） ◆前年提言や各課課題として挙げた被害者への対応マニュアル作成が必要だと考える。 ◆今後も、関係部署・関係機関との連携を密接に行っていただきたい。

施策（３）相談業務の充実と関係機関との連携（事業No.30～34）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】セクシュアルマイノリティ（LGBT）への支援を目的とした講座が開催できたことを評価しB☆とする。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆LGBTの問題に関して、年齢を絞らずに今後とも積極的に幅広い視野で取り組んでいただきたい。 ◆相談業務充実のためにも、担当者の研修に力を入れていただきたい。

施策（４）セクシュアル・ハラスメント等の防止（事業No.35～36）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆前年提言と同様、セクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者への広報・啓発活動を毎年、定期的に行っていただきたい。 ◆各学校の校務運営組織だけでなく、学校指導課内にセクハラ担当部署の設置をしていただきたい。

施策（５）人権侵害を予防するための支援（事業No.37）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】文化と人権課がストーカーについての講座を実施し、意欲的に取り組んだと評価できたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後もストーカー犯罪についての情報提供や啓発を、様々な形で行っていただきたい。 ◆犯罪被害者等支援相談窓口の更なる周知を図っていただきたい。

施策（６）子どもにとっての男女平等（事業No.38）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】セクシュアルマイノリティ（LGBT）の子どもへ焦点を当てたことは評価できるが、問題解決への意欲が感じられず、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「子育て相談室」と「文化と人権課」だけでなく、「学校指導課」としての取組も行っていただきたい。

施策（７）性犯罪被害者の支援（事業No.39）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】ストーカーに焦点を当てた講座開催は評価できるが、性被害者に対する支援が不足していると感じたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆性被害者が相談しやすい方法を検討していただきたい。 ◆市報やSNSなどの媒体を活用することが、広報・啓発に効果的と考える。

基本目標 2 男女が平等に社会参画できるまち

課題 4 就労における男女平等の推進

施策（１）事業者への啓発と支援（事業No.40～42）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】女性の為の再就職支援講座実習の中で、事業者からの理解が深まったことは評価するものの、前年に引き続き、実績や積極性が不足している課（経済課、契約管財課）もあることから評価Cとした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆前年提言に引き続き、マタニティ・ハラスメントなどの実態把握と課

	<p>題整理を行っていただきたい。</p> <p>◆市内事業者，契約業者への男女平等実態調査の実行に関して，より積極的な努力を行っていただきたい。</p>
--	---

施策（２）男女平等の視点による調達の仕事の検討（事業No.43）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆総合評価方式競争入札該当案件においては，男女平等・共同参画の視点から十分なチェックを行っていただきたい。</p> <p>◆担当課においては，各課の連携を深め，公共調達条例をより有効に活用していただきたい。</p>

施策（３）起業・再就職への支援（事業No.44～45）

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】女性のための再就職支援講座ママインターン事業実施を評価し，Aとする。</p> <p>【提言】</p> <p>◆引き続き，実効性のある講座開催に向けて努力していただきたい。</p> <p>◆小口事業資金融資あっせん制度と創業塾について，より積極的な広報をしていただきたい。</p>

施策（４）働き方における格差の是正（事業No.46～47）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】ママインターン事業の中で多様な働き方を示すことができたものの，実績のない課（経済課）もあることから，評価Bとした。</p> <p>【提言】</p> <p>◆東京都労働情報センターと，より深い連携をとっていただきたい。</p> <p>◆東京都と共催の労働セミナーにおいては，参加者の属性（国分寺市民か男女比はどうか等）や意識を把握することで，より効果的な広報や講座内容の工夫を行っていただきたい。</p>

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワークライフバランス（仕事と生活との調和）」の推進（事業No.48～49）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 庁内における男性の育児休業取得者が現れたことは評価する。しかし、啓発活動は十分ではなく、取組も遅れており、いくつかの点で改善する試みが行われていないため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業No.48（経済課） 昨年の提言「東京都のイベントチラシの配架だけでなく、独自の政策や工夫も行うか、もしくはその姿勢だけでも見せた記述がほしい」に関して、全く変化がない。改善していただきたい。 ◆事業No.49（職員課） 超過勤務削減では、削減目標時間を明記していただきたい。また、平均超過勤務時間、80時間オーバーの人員、前年比較などを意識した取組を行っていただきたい。 ◆広報活動は適切な情報を根気強く継続して伝えることが肝要であるが、適宜、内容や伝達方法の見直しが必要だと感じる。現状では市民に、あまり届いていない。都のイベントの広報をするだけでなく、国分寺独自の取組が必要であると考えます。 ◆男性の育児休業取得者は1名いたとあるが、取得率は何%だったのか。目標の一割に対して、どうなのか。このような観点を押さえて対処していただきたい。

施策（2）子育てへの支援（事業No.50～54）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】 全学童保育所において保育時間が19時まで可能になったこと、両親学級の参加者が昨年度より増加し、父親参加への呼びかけにより父親参加も増加しているなど、着実に進展が見られるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業No.51（子ども若者計画課） 待機児童解消のため定員100名を増員できたことは評価できる。しかし待機児童数ゼロが目標であることから、昨年よりも待機児童数が増えたことには課題である。入所の予測が適切であったか再検討をしていただきたい。 ◆事業No.52（子ども子育て事業課） 所管が移管されたとあるが、誰が自己点検をするのか、受け渡しはどうか明確にしていきたい。

施策（3）介護への支援（事業No.55～57）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】 介護予防に関する普及啓発事業の開催が昨年より、回数、人数ともに減少していることは疑問が残るが、他の介護者交流会の開催、認知症サポーター養成講座、支援困難事例検討などは昨年より増加し成果につながっている。介護関連事業は自己点検票の記述が、通常の所管業務の報告になっているきらいがあるが、少しずつ男女平等の観点も入るようになってきたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供や学習機会の提供が事業内容であるからには、介護予防普及啓発事業は少なくとも、前年並みに開催していただきたい。 ◆事業No.55（高齢者相談室）決算額は増加しているにもかかわらず、なぜ人数は減少したのか、理由を明記していただきたい。 ◆事業No.56（介護保険課）評価理由に「性別に限らず」と記してあるのだから、講座参加者における男女比の割合も明記していただきたい。

施策（4）生活の安定と自立の促進（事業No.58～61）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】 高齢者支援では、地域ケア会議、地域包括支援センター全体会、職種別会など、昨年より多く開催し連携がとられている。障害者支援も相談実績が増えている。ひとり親家庭の生活安定、自立支援では、貸付、自立支援給付も昨年より人員、件数も増加している。各種サービス、情報提供も行われている。児童育成手当の支給も広く周知され適正に支援されている。施策それ自体は適切に運用されており、父子家庭への支援も追加されたことなど、少しずつ男女平等の観点が含まれるようになってきたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業No.61（協働コミュニティ課）外国人おかあさん交流会、親子日本語サロンについて、それぞれの開催回数と参加者数を表記していただきたい。

施策（5）高齢者の虐待防止（事業No.62）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】 高齢者虐待防止ネットワーク代表者会、実務者会議個別ケース会議も昨年より多く開催し保護支援に努めていることが伺える。適切に施策事業が行われているため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業No.62（高齢者相談室）個別ケース会議の参加者数は延べ人数で表記していただきたい。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（1）庁内における男女共同参画（事業No.63～65）

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】女性管理職の比率が微増するなど進展も見られるが、他方で現状を積極的に変化させる対策についての検討が乏しいため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆審議会等の委員の性による偏りの解消については、周知されてその意識があれば改善されるはずであるが、改善されていないと思われる。意識啓発を実施しても、庁内の各人の意識が変わらなければ成果に結びつかない。委員の公募で男性のみの応募であった場合の対処方法について、検討を行ってほしい。 ◆職員の配置は適正・能力・成果によって配属されていると思われる。女性管理職の登用促進は、妨げになっている要因の洗い出しと分析が不足しているため、具体的な行動に結びついていないと考えられる。職員意識調査で「昇任したら、急な休みや、育児・介護支援制度を取得しづらいが最も多い」とあった。まさに職員自身が、庁内での仕事と生活のバランスが取れていない環境であると感じている証拠である。女性管理職登用促進策を現実の課題に向き合って、具体的に立案すべきだと考える。現状分析を真剣に取り組むことが必要であろうと考える。 ◆「女性ゼロの審議会はなくす」、また「審議会で一方の性が4割を下回らないようにする」とある。実態がどうなっているか表記していただきたい。 ◆厚労省の推奨しているメンター制度、女性リーダーのフォーラムなども、企画・検討してみてはどうだろうかと考える。

施策（2）地域における男女共同参画（事業No.66～68）

評価	評価の理由と提言
B☆	<p>【理由】市民参加の事業が増加し、堅実な進展が見られるため。男性の地域参画の促進は、いろいろな講座の企画により参加者が増えている。男性の地域でのつながりが広がっていると感じる。市民活動への支援では、市民活動フェスティバルに女性副委員長を起用するなど工夫し、参加者も大幅に増えている。女性リーダーの育成は今後の課題である。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公民館の講座の中に、男女共同参画の視点を取り入れられるものには取り入れていただきたい。 ◆事業No.68（文化と人権課）女性リーダーの育成は庁内と地域が連携して取り組むことが望ましい。市内の企業のリーダーを含めた女性リー

	<p>ダーフォーラムなどの取組を検討していただきたい。</p> <p>◆本施策は国分寺市における地域活動に市民が男女を問わず参加していくことに主眼があるとする、単に市民参加の機会を増やすだけではなく、地域のつながりが必要な市民を見出す工夫が必要なのではないかと考える。</p>
--	--

施策（3）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画（事業No.69～70）

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】都市計画・防災分野への男女共同参画では審議会、防災会議に女性委員が参画している。少しずつではあるが、施策事業の進展が見られるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆女性委員参画はできているが、広く市民から意見を募り、女性の観点での具体的な要望を聞き出すこともしていただきたい。</p> <p>◆現時点での事業内容が達成されているということなら、次の目標となる事業を考えていく必要があるのではないか。新規事業というのではなく、現状を見渡してまだ男女共同参画の視点が不足しているものがないかどうかを見直していただきたい。</p>

III 施策別推進状況評価

施策別推進状況評価表の見方

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたかと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No.1・2)性別にかかわらず性別が、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること
 (事業No.3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 保育課(現:子ども子育て事業課)	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるように、テーマや開催日時の工夫をします。男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知も多様な団体との連携による広報。公民館保育室事業の実施。男女平等の保育、幼児教育の促進。若年層とともに進める事業の実施。市民の作品募集による意識の普及	[文]男女平等の概念を事業に浸透させるため、各種講座を実施する際には連携できる部署に働きかけた。連携した際に各課の職員への情報提供も同時に行うことができた。例として、高齢者の自立支援に関する講座で高齢者相談室との関わり、父子料理講座における健康推進課との関わりがあげられる。また、小平市との連携講座も行った。 [公民]保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して、固定観念や思い込みを思い直し、改めて女性や男性の生き方を直視する学習を目指した。26年度は保育を付けた講座回数が少ない事業を各館で実施したことで、幼い子のいる親の参加人数が増えた。 [子]園児に対し、男女隔てなく保育を行い、幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。園行事や地域交流で集まった保護者に、男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と子育てをすることの喜びを感じてもらった機会とした。	B
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 図書館課 総合情報課(現:市政戦略室)	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 男女平等推進センター情報誌の発行 男女平等推進センターホームページの作成 男女平等推進センター図書資料室事業の充実 図書館でのコーナー設置	[文]情報誌では、特集として、性の多様性を考えることをテーマにLGBTについて扱った。講座を開催するときには必ず市のHPのイベント情報に掲載し、ワンクリックで講座のカラーチラシが見られるようにした。 [図書]男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。市役所等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集提供するように留意している。 [市政]市報発行やホームページの作成、維持管理等では、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等に配慮した広報活動を行った。	B
(No.3) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	[文]ハーフ条約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。 [公民]地域に住む外国人の日本語学習支援および市民との交流を目的とし、日本語の基本的な知識・語法を生活レベルで修得を目指すことをねらいとし、全32回実施した。公民館まつりに参加し、外国人による日本語のスピーチを実施した。 [協]国際理解講座等の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出した。	B

所管課で事業評価をする際の評価視点及び男女平等推進の視点です。

行動計画記載の事業内容です。

所管課から提出を受けた自己点検票記載の、事業実績の抜粋です。所管課名は下記の略称で表しています。

職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて評価理由をつけています。評価は、事業別評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。評価は施策別評価です。

男女平等推進委員会の評価理由と提言です。

男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に、市の男女平等施策を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし6人の部長で組織)で行った評価です。評価は施策別評価です。

男女平等推進協議会の評価理由と今後の見通しです。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

評価基準です。前年度比進ちょく度評価となっています。

＜推進委員会による施策別評価理由と提言＞

【理由】他市との共催など種々の工夫により、開催講座回数が増えている。他課との連携による職員啓発の狙いも実効的で良い。
 公民館における講座開催と保育室事業の併用は、目的効果ともに優れ参加者が大幅に増加している。国際的理解を深めるための諸活動の工夫と継続性は評価できる。文化と人権課発行の情報誌はその内容がリアルで画期的なものである。男性保育士の増加・高層は、幼児層からの男女平等意識付けとなり、またイクメンの動きもなる。自己点検票の集計では概ねBだが、総合的にAと評価する。
 【提言】
 ◆意識作りの作業は地味であり直ちに効果が現れるものではないが、抽象論で終わらぬよう更に実効的な工夫をし、継続してほしい。本施策を契機として市政への関心を高めるという視点があっても良いのではないかと。男女平等討論イベント(家事、経済活動、育児、教育、介護など)を行ってはどうかと考える。
 ◆講座の企画(テーマ、講師、日時等)の段階から、公民館利用グループをはじめとする市民の参加を得るようすることによって、講座事業をより充実することができると思われる。
 ◆情報誌の内容については好評であり、更にリアリティを追求し読んでもらえる工夫を続けていただきたい。
 ◆利用率のさらなる向上に広報が果たす役割は大きい。勤労者層の利用率を向上させる工夫の一つとして「けやきの樹」(市報)を国分寺市民が利用する各駅に配架できるよう、JR及び西武鉄道に協力を求めたらどうかと考える。

＜協議会による施策別評価理由・今後の見通し＞

講座開催回数増・参加者増は、市民の評価を得られていると考えられる。講座・イベント等で市民参加による事業の充実を検討されたい。情報誌については、今後も男女平等意識の啓発とともに読んでもらえる工夫を継続されたい。

男女平等推進行動計画所管課一覧表

部	課(室)	略称	部	課(室)	略称
政策部	総合情報課 (現:市政戦略室)	[市政]	福祉部	生活福祉課	[生福]
	政策経営課	[政経]		障害者相談室	[障相]
総務部	総務課 (現:契約管理課)	[契約]	子ども福祉部	健康推進課	[健推]
	職員課	[職員]		高齢者相談室	[高相]
市民生活部	くらの安全課 (現:防災安全課)	[防災]	子育て支援課	[子支]	
	市民課	[市民]	(現:子ども子育て事業課)	[子事]	
	経済課	[経済]	(現:子ども子育てサービス課)	[子サ]	
	協働コミュニティ課	[協二]	(現:子ども若者計画課)	[子若]	
	文化のまちづくり課 (現:協働コミュニティ課)	[協コ]	子育て相談室	[子相]	
男女平等人権課 (現:文化と人権課)	[文]	都市計画課 (現:都市企画課)	[都企]		
			建設部	学校指導課	[学指]
				公民館課	[公民]
				図書館課	[図書]

課題1 男女平等意識の醸成

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No.1・2)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

(事業No.3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 保育課(現:子ども子育て事業課)	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及	[文人]男女平等の概念を事業に浸透させるため、各種講座を実施する際には連携できる部署に働きかけた。連携した際に各課の職員への情報提供も同時に行うことができた。例として、高齢者の自立支援における講座で高齢者相談室との関わり、父子料理講座における健康推進課との関わりがあげられる。また、小平市との共催講座も行った。 [公民]保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して、固定観念や思い込みを問い直し、改めて女性や男性の生き方を見直す学習を目指した。26年度は保育を付けた講座回数が少ない事業を各館で実施したことで、幼い子のいる親の参加人数が増えた。 [子事]園児に対し、男女隔てなく保育を行い、幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。園行事や地域交流で集まった保護者に、男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と、子育てをすることの喜びを感じてもらおう機会とした。	B
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 図書館課 総合情報課(現:市政戦略室)	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 ◇男女平等推進センター情報誌の発行 ◇男女平等推進センターホームページの作成 ◇男女平等推進センター図書資料室事業の充実 ◇図書館でのコーナー設置	[文人]情報誌では、特集として、性の多様性を考えることをテーマにLGBTについて扱った。講座を開催するときには必ず市のHPのイベント情報に掲載し、ワンクリックで講座のカラーチラシが見られるようにした。 [図書]男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。市役所等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。 [市政]市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等に配慮した広報活動を行なった。	B
(No.3) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 文化のまちづくり課(現:協働コミュニケーション課)	男女平等社会実現の取組みは、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	[文人]ハーフ条約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。 [公民]地域に住む外国人の日本語学習支援および市民との交流を目的とし、日本語の基本的な知識・語法を生活レベルで修得を目指すことをねらいとし、全32回実施。また、公民館まつりに参加し、外国人による日本語のスピーチを実施した。 [協コ]国際理解講座等の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】他市との共催など種々の工夫により、開催講座回数が大幅に増えている。他課との連携による職員啓発の狙いも实际的で良い。

公民館における講座開催と保育室事業の併用は、目的効果ともに優れ参加者が大幅に増加している。国際的理解を深める為の諸活動の工夫と継続性は評価できる。文化と人権課発行の情報誌はその内容がリアルで画期的なものである。男性保育士の増加・活躍は、幼児期からの男女平等意識付けとなり、またイクメンの励みともなる。自己点検票の集計では概ねBだが、総合的にAと評価する。

【提言】

◆意識作りの作業は地味であり直ちに効果が現れるものではないが、抽象論で終わらぬよう更に实际的な工夫をし、継続してほしい。本施策を契機として市政への関心を高めるという視点があっても良いのではないか。男女平等討論イベント(家事、経済活動、育児、教育、介護など)を行ってはどうかと考える。

◆講座の企画(テーマ・講師・日時等)の段階から、公民館利用グループをはじめとする市民の参加を得るようにすることによって、講座事業をより充実することができると思われる。

◆情報誌の内容については好評であり、更にリアリティを追求し読んでもらえる工夫を続けていただきたい。

◆利用率のさらなる向上に広報が果たす役割は大きい。勤労者層の利用率を向上させる工夫の一つとして「けやきの樹」(市報)を国分寺市民が利用する各駅に配架できるよう、JR及び西武鉄道に協力を求めたらどうかと考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

講座開催回数増・参加者増は、市民の評価を得られていると考えられる。

講座・イベント等で市民参加による事業の充実を検討されたい。

情報誌については、今後も男女平等意識の啓発とともに読んでもらえる工夫を継続されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策（2）学校における男女平等教育の充実

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No4・5)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること
 (事業No6)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.4) 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。市独自のいじめに関する実態調査を年間3回実施し、性差にかかわらず相手を大切にすることの大切さについて、啓発を行った。各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。	B
(No.5) 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	学校指導課	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	児童・生徒の望ましい勤労観・職業観をはぐくむために、平成26年度は中学校全校で1年生又は2年生が3日間職場体験を行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を2回開催した。	B
(No.6) 教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	各学校においては男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めた。セクシュアル・ハラスメント担当を配置して、相談出来る体制をつくっている。教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年2回実施した。毎月の校長や副校長の連絡時に、服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図っている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】男女平等教育が継続的に行われていることと思う。実績は昨年度と同程度なのでBとした。
【提言】
 ◆男女という既成概念を超えた様々な性差や個性があることに関連し、社会的な認知と対応が進みつつあり、学校教育の場でもこのような少数派の児童生徒に対し、更に十分な配慮と適切な教育環境を与える工夫をしていただきたい。
 ◆前年にも提言したように、教員自身が男女平等の認識を高められるよう、男女平等や人権に関する研修を推進し、また、文化と人権課と連携して課題発見と解決のための取組を検討していただきたい。
 ◆国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらましを、小学校5年生に毎年配付することを検討していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 「国分寺市男女平等推進条例の子ども用あらまし」の小学校への配布のあり方について検討をされたい。
 教員研修の実施に際しては、服務事故防止という観点からだけでなく、男女平等の意識という観点からの研修の実施を望む。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(3)庁内における男女平等意識の徹底

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No7・8)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.7) 職員への男女平等研修の実施	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課) 保育課(現:子ども子育て事業課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課)	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか、対象や階層をしばった研修を行います。	[職員]前年度に引き続き庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。ワーク・ライフ・バランス研修の一環として「イクボス講座」を管理職向けに実施した。例年どおり、新任研修及び重点課題研修として「セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」を実施した。東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。 [文人]新人研修において、最新の具体的なデータをもとにセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施した。 [子事]ハラスメントやワークライフバランスの庁内研修に職員を派遣し、男女平等の意識について認識を高めた(旧保育課)。児童館・学童保育施設として、子どもたちの男女平等の意識形成など配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をした(旧子育て支援課)。	B [子事](旧保育課分)庁内研修への職員派遣にとどまらず、独自の研修を行うなどの取組を実施すべき。
(No.8) 男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とします。	[職員]平成25年度末に、男女平等に関する職員意識調査を男女平等人権課(現文化と人権課)が実施したため、平成26年度は実施しなかった。 [文人]職員(正規職員、嘱託職員、再任用職員)に対する男女平等に関する意識調査の集計を行った。	C [職員]職員意識調査結果を研修等に反映させる必要がある。 [文人]職員意識調査結果のまとめを速やかに行う必要がある。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】ワークライフバランス研修やイクボス講座の実施は、男女平等推進の実質的基礎として評価できる。職員意識調査が行われなかったことは残念。昨年度と同程度の実績という点で評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆管理職研修をさらに進めていただきたい。
- ◆職員意識調査の結果集約・分析を速やかに行い職員課の施策に活かしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。意識調査のまとめ・分析を行い、職員研修等に活かし、研修等の成果が庁内の男女平等意識の醸成に反映されることを望む。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(4)男女平等に関する実態把握

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No9・10)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.9) 男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課(現:文化と人権課)	無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	27年度実施の意識調査に向けて調査票の検討を行った。	A 次期行動計画に反映されるよう取り組んでいただきたい。
(No.10) 資料・データ等の整備	男女平等人権課(現:文化と人権課)	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の視点から整理し、施策に反映していきます。 ◇男女別データの整備	昨年度に引き続き、男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し、行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。各課に文化と人権課から直接連絡し、審議会への女性登用状況を調査し、同時に啓発も行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

A

協議会(総合)評価

A

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】市民意識・実態調査票案の検討が完成したことについて、高く評価できるため。
 【提言】

◆調査結果の分析と政策反映に期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

平成27年度に実施する市民意識調査の検討が進んだことは評価できる。調査結果を次期行動計画や政策に反映させることを望む。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(5)男女の人権に配慮した表現の推進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No11・12・13)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.11)メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課 学校指導課	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	[文人]小平市との共催でメディアリテラシー講座を開催した。テレビ番組やCMの作りを学び、発せられるメッセージを能動的・批判的に読み取る力を身につけることを目的に実施した。 [公民]5館で実施している幼い子のいる親を対象にした講座の中で、メディア・リテラシーを学ぶ機会を持った。 [学指]情報教育・ICT教育活用委員会を年2回、情報教育・ICT教育活用研修会年1回開催し、その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。全校において、携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導を実施した。いじめ防止児童会・生徒会フォーラムにおいて児童生徒が自ら話し合っ「国分寺e-ルール」を策定してメディアリテラシーの向上に取り組んだ。	B [学指]メディア・リテラシーの向上に関して、「国分寺e-ルール」を取り入れたのは有効である。
(No.12)男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課(現:市政戦略室) 男女平等人権課(現:文化と人権課) 公民館課	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり、その活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を徹底します。	[市政]「表現のガイドライン」を作成することはできなかったが、年24回発行の市報記事においては、男女平等の観点が欠けている原稿については、記事入稿前に広報担当と原稿作成者で協議し修正した。 [文人]ガイドライン作成を検討するため、国の第4次行動計画の動向を注視することとした。 [公民]公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行っている。	C 事業に関連する3課の関係性を明確にすべき。 [文人]国の第4次行動計画を把握した上で、速やかにガイドラインの検討を行っていただきたい。
(No.13)「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課(現:文化と人権課) 総合情報課(現:市政戦略室)	人権に配慮した情報発信が行われるよう、「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。	[文人]ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが、策定までは至らなかったため広報もしていない。 [市政]ガイドラインの策定にはいたらなかった。	D [文人]国の行動計画を踏まえた上で、ガイドラインの作成に努力していただきたい。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

C

協議会(総合)評価

C

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】小平市との共催講座は、具体的工夫により集客増を図るなど今後の参考になる事例であり評価できる。市刊物物の表現ガイドライン作成がなされておらず、評価Cが妥当と思われるため。

【提言】

◆ガイドラインの作成にとりかかっているのなら、形としてまとめていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より取組が進められたとは言えない。

国の第2次男女共同参画基本計画にあったガイドラインの策定及び地方公共団体への周知という施策が第3次計画でなくなり、取組を進めていないが、平成27年度に予定されている国の第4次計画の動向を注視しながら、市独自でもガイドラインを策定するか否かも含めて再検討をしていく必要がある。

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No.14・15)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.14) たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課) 学校指導課	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組みを行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	[文人] 普段児童生徒に接している養護教員を中心にセクシュアル・マイノリティの講座を行った。 [子事] 日常の児童館において、児童が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中高生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として、館内宿泊を実施する。また、児童館と学童保育所及び中学生障害児保育が実施されている施設においては、日常的に幅広い学年の関わりが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。 [学指] 小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。	B セクシュアル・マイノリティ、LGBTの支援のための取組を今後も取り入れていただきたい。
(No.15) HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 健康推進課 学校指導課	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	[文人] 東京都エイズ予防月間にあわせ、市ホームページで、広報を行った。 [健推] センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施した。相談時に対応(質問に回答)したり、保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行った。 [学指] 小学校6年生の体育の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は病原体が主な要因となって発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をおして、HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】セクシュアルマイノリティ(LGBT)の子供たちのための環境づくりは高く評価され、特に養護教員向けの講座開催は有効。児童館宿泊行事は良い工夫で継続は有益。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆正しい知識の普及ができるように、さらに努力していただきたい。
- ◆学校の現場に専門知識のある外部講師を派遣するなどしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 養護教員を中心にセクシュアル・マイノリティの講座を行ったことは評価できる。

学校においては児童・生徒のHIV・性感染症についての適正に理解がされるよう年齢に応じた指導がなされている。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(2)性差や年代に応じた健康支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No16・17・18)性別にかかわらずなくとも、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.16) 性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行います。	女性に多いがんである「大腸がん(腸の病気)」の講座を実施した。また、女性に多い気分の落ち込みの対処法について「メンタルヘルス講座」を実施した。保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。子育て世代の女性を対象に子どもの健診時に乳がん・子宮がんの予防方法、視触診について説明とポスター配布を行った。また、健康づくりの情報提供として、年代に応じた内容・情報発信方法を工夫して実施した。	B
(No.17) 性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	骨粗検診(20歳以上の女性を対象、386人)、国分寺市医師会公衆衛生センター及び東京都がん検診センターにて乳がん検診(40歳以上の女性を対象、2,265人)、国分寺市・小金井市・小平市の指定医療機関にて子宮がん検診(20歳以上の女性 2,762人)を実施。	B
(No.18) 妊産婦への支援	健康推進課	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介を行った。また、妊娠に対する気持ちや協力者の有無等についてアンケートを実施し、必要に応じて、個別支援を行った。さらに、妊婦・産婦新生児訪問(乳幼児家庭全戸訪問事業)や乳幼児健診で母子の相談を実施している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】女性のがんのトップが大腸がんであることなどを踏まえた講座開催など既成概念にとらわれず独創的。乳幼児家庭全戸訪問など母子の健康支援が継続的に実施されたことは評価できる。しかし、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆性差による健康上の問題が男女共通の理解となることが有益。健康推進課実施の講座に男女ともに参加できる工夫をしていただきたい。
- ◆セクシュアルマイノリティに対する健康支援も必要ではないかと考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 女性・母親だけに限定しない、性差や年代に応じた健康支援の充実を検討されたい。
 セクシュアル・マイノリティに対してできる健康支援について検討されたい。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業No19・20・21)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.19) 広報啓発活動による普及	男女平等人権課(現:文化と人権課)	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇広報活動の強化 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	モラル・ハラスメントをテーマに啓発講座を3回開催した。啓発リーフレットを市内の民間商業施設におけるよう調整を図り、広く一般市民の目に触れるようにした。	B モラル・ハラスメントをテーマにしたことは評価できる。
(No.20)「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課(現:文化と人権課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課)	「デートDV」について、若年層が主体的に考えられることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	[文人]市報でデートDVについての啓発を行った。モラル・ハラスメント講座の中で、デートDVがストーカー事件につながりやすいことなどの啓発を行った。 [子事]児童館の中高生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。	B
(No.21) 学校教育における暴力予防教育	学校指導課	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査(年間1回)も実施した。教員に対しては不適切な指導を含めた体罰防止の啓発をした。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B☆

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】文化と人権課が前年度課題としたモラルハラスメントの啓発講座を開催できたことを評価し、B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)とした。

【提言】

◆前年提言同様、デートDV防止啓発リーフレットの中学校配布を検討していただきたい。
◆弁護士によるいじめ防止授業(中1)の際に、デートDV等ジェンダーを視野にいれた指導を行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。デートDV防止のためには、小中学生など若年期における啓発の取組が重要であり、啓発リーフレットの中学校配布を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No22・23・24・25・26・27・28・29)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.22) 健診などを通じての発見と対応	健康推進課	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握した。保健師の役割を説明し、信頼関係を築いて安心して相談できる関係を作った。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。	B 基本的な事業を確実にすることは重要。早期発見につながる事業として評価できる。
(No.23) 関係者による通報の周知	男女平等人権課(現:文化と人権課)	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	啓発リーフレットを、昨年度まで配布していたところに、引き続き補充配布を行った。市報で、「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を行った。	B
(No.24) 被害者の安全確保	生活福祉課 男女平等人権課(現:文化と人権課) 総務課(現:契約管財課)	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	[生福]身体的または精神的暴力による被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を実施した。 [文人]緊急一時保護費支給対象となる案件はなかった。 [総務]休日や夜間など市役所の閉庁時に、DVによる被害者から保護を求めてきた時は、二次被害等を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。	B
(No.25) 被害者にかかる情報の取扱いへの留意	市民課 子育て支援課(現:子ども子育てサービス課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	[市民]DVやストーカー行為等の加害者からの、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用した被害者の住所の探索を防止し、当該住民票の写し等の発行を停止する支援措置を講じることにより、被害者の保護を図った。支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり、かつ同措置は関係する市区町村(本籍地・前住所地等)にも支援を依頼するため、支援措置の処理にあたっては慎重に対応した。 [子サ]平成25年1月より新システムを導入し、新たに福祉部門共通で情報を共有した後も引き続き情報管理を徹底して行った。また、DV防止連絡会へのオブザーバーとして出席及び市民課の支援措置情報の連携について関係部署との情報共有等を行った。 [文人]DV防止連絡会を開催し、基幹系システムにおけるDV被害者の標記について各課が対応していることについての課題を確認した。住民基本台帳登録外のDV被害者に対し、申請の意思表示がない場合でも使えるサービスを積極的に提供することについて、関係課で共通認識をもった。	B 支援措置について、引き続き情報漏えいのないよう徹底していただきたい。

(No.26) さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等人権課(現:文化と人権課)	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	外国の方からの相談を受け他機関と連携して対応した。	B
(No.27) 民間シェルターへの財政的支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います。	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行った。補助額を前年度よりも5%増額した。	B
(No.28) 被害者の自立支援	生活福祉課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。	[生福]一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて、入所施設に配置されている心理職等専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携し、日常生活上の問題解決を図るため、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。 [文人]男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に、ハローワーク、マザーズハローワークの活用方法を情報提供した。離婚を希望している相談者には、図書資料室の離婚手続きに関する書籍を貸し出した。また、法テラスの活用方法などの情報を提供した。	B
(No.29) 子どもの安全確保とケア	子育て相談室 保育課(現:子ども子育て事業課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課) 学校指導課	児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	[子相]相談の中でDVが疑われる家庭については、文化と人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。他市よりDVで逃げてきた家庭について転居元の支援機関と連携をして支援を行った。母子自立支援員と定期的な連絡会を行い、支援状況の確認を行った。父子家庭の相談支援としてもウイメンズプラザや父子自立支援員などの紹介をした。 [子事]保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づき、保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には、保育課や保育園、家庭支援センター、児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応した。公立、私立に係わらずDV、虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報など適切に対処した(旧保育課)。日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努めた。虐待と疑われる場合、関連機関とケース会議を開催し、情報を共有した。親子ひろばでは、乳幼児親子を対象に健康推進課と連携してミニ相談会を実施し、地域で相談ができる環境を作った。児童虐待について、地区連絡協議会で関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った(旧子育て支援課)。 [学指]各学校においてサポートチームを設置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携して、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努めた。各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図るとともに、児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。スクールソーシャルワーカーを配置し、定期的に学校を巡回し、虐待等を受けている児童・生徒への対応に努めた。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆民間シェルター連絡会への補助額がさらに増額になったことは評価できる。前年提言と同様、未支給である他市への働きかけを行っていただきたい。(文化と人権課)
- ◆前年提言と同様、乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査を行っていただきたい。(健康推進課)
- ◆父子家庭の相談支援は、今後とも継続していただきたい。(子育て相談室)
- ◆前年提言や各課課題として挙げた被害者への対応マニュアル作成が必要だと考える。
- ◆今後も、関係部署・関係機関との連携を密接に行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
民間シェルターの補助額を増額したことは評価できる。
乳幼児健診を受診しなかった子どもの追跡調査については確実に実施されている。
今後も関係部署・関係機関との連携を強化し、事業を実施されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No30・31・32・33・34)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.30)ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談、法律相談、カウンセリング相談事業を実施した。	B
(No.31)関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課(現:文化と人権課) 職員課	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	[文人]セクシュアル・マイノリティの子どもたちへの支援を目的とする講座を開催し、養護教諭、子ども家庭支援センター職員等が参加した。 [職員]東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」を実施した。	B
(No.32)「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課(現:文化と人権課)	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	今まで見えなかった各課における動きについて、情報共有をすることができた(各課での情報管理システムの動き、DV被害者相談証明の発行など)。	B
(No.33)庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課(現:文化と人権課)	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	講座の情報を関係機関に連絡会を通じて伝えた。	B
(No.34)手続きの一元化についての検討	男女平等人権課(現:文化と人権課)	被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	申請時に必要な書類は、それぞれ例規で規定されており、また、記入者は本人である必要があるため、その部分の共通化・簡略化は困難であると考えられる。窓口の一元化についても、他市の例をみると、同じ庁舎内で職員が移動するのであれば現実的だが、庁舎が距離的に離れている国分寺市の場合には難しい。そこで必要なケースの場合には、婦人相談員が被害者に付き添ったり、予め本人の了承を得たうえで、申請予定の課へ連絡をしておく等の対応をしていることが、DV防止連絡会での話を通じて明らかになった。福祉系基幹システムの導入は、一部情報の市役所内での共有は可能にするが、手続きの一元化や申請の簡略化とは別問題であることがわかった。被害者への情報提供をまんべんなく図る必要があることが、DV防止連絡会の議論を通じて判明した。マイナンバー制への対応は国の動向を注視する必要があることがわかった。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B☆

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】セクシュアルマイノリティ(LGBT)への支援を目的とした講座が開催できたことを評価しB☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)とする。

【提言】

◆LGBTの問題に関して、年齢を問わずに今後とも積極的に幅広い視野で取り組んでいただきたい。

◆相談業務充実のためにも、担当者の研修に力を入れていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。LGBTの方の相談・支援が適切に行えるよう、担当者の研修を検討されたい。関係機関との連携を強化する取組を検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No35・36)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.35) セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等人権課(現:文化と人権課)	さまざまな機会をととして事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	男女共同参画週間に合わせ、市報にセクハラ防止の記事を掲載した。	A 市報への掲載でセクハラ防止の取組を行ったことは評価できる。
(No.36) 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 学校指導課	庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	[職員]苦情の申し出がなくセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会は開催しなかった。パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント防止研修を実施した。セクシュアル・ハラスメント相談員研修に職員を派遣した。 [学校]各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシュアル・ハラスメントの防止に役立てる。平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。	A セクシュアル・ハラスメント相談員研修に相談員を派遣したことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆前年提言と同様、セクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者への広報・啓発活動を毎年、定期的に行っていただきたい。</p> <p>◆各学校の校務運営組織だけでなく、学校指導課内にセクハラ担当部署の設置をしていただきたい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>セクシュアル・ハラスメント等の防止にむけ、市報での情報提供はなされたが、他の手段でも定期的に市民や事業者へ情報提供をしていくことが必要である。セクシュアル・ハラスメントの相談については、外部の相談員の配置など相談しやすく実効性のある仕組みづくりを検討されたい。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

【事業計画の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No37)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.37) ストーカー等の防止の取り組み	くらしの安全課(現:防災安全課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。 防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組みを行います。	[防安]学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。平成26年度末現在メール配信登録者:15,665人。国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール警備員を2名配置した。パトロール時間帯を平成25年度から、午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。住宅街、通学路等における庁用車による青色防犯パトロールについては、青色回転灯装着車を計26台で対応し、犯罪発生抑制を図った。引き続き本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの支援を行った。 [文人]ストーカーとはどのような人が行うのか、心理的な観点からの話や、現在のストーカー対策の問題点などにもふれた講座を開催した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B☆
協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】文化と人権課がストーカーについての講座を実施し、意欲的に取り組んだと評価できたため。B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)
 【提言】
 ◆今後もストーカー犯罪についての情報提供や啓発を、様々な形で行っていただきたい。
 ◆犯罪被害者等支援相談窓口の更なる周知を図っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。ストーカーについての講座を開催したことは評価できる。今後もストーカー犯罪についての情報提供や啓発を市報やホームページ、情報誌等を通じて積極的に行っていく必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(6) 子どもにとっての男女平等

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No38)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.38)「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室 男女平等人権課(現:文化と人権課)	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[子相]代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。児童相談所と四半期毎に要保護児童の進行管理を行った。 [文人]要保護児童対策地域協議会に、課長が出席した。上記の会出席のみならず、セクシュアル・マイノリティの講座に子ども家庭支援センター等の職員の出席を呼び掛け、情報の共有を図った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】セクシュアルマイノリティ(LGBT)の子どもへ焦点を当てたことは評価できるが、問題解決への意欲が感じられず、昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われたため。

【提言】

◆「子育て相談室」と「文化と人権課」だけでなく、「学校指導課」としての取組も行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。今後も児童虐待予防と保護支援について、要保護児童対策地域協議会にとどまらず関連機関との連携を積極的に図られたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(7) 性犯罪被害者の支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No39)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.39) 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課(現:文化と人権課)	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。	平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを、補充した。ストーカー被害者は、性犯罪被害者にもなり得ることから、ストーカーに関わる講座を開催した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】ストーカーに焦点を当てた講座開催は評価できるが、性被害者に対する支援が不足していると感じたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆性被害者が相談しやすい方法を検討していただきたい。 ◆市報やSNSなどの媒体を活用することが、広報・啓発に効果的と考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。</p> <p>引き続き相談窓口の周知を行い、市民の理解促進と窓口での相談を受けやすくすることを望む。</p>
--

課題4 就労における男女平等の推進

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(1)事業者への啓発と支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No40・41・42)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.40) 雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課(現:文化と人権課) 総務課(現:契約管財課) 経済課	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。市内事業者への実態調査を行い、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	[文人]今年度は特に実施しなかった。 [契約]平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。本年度は総合評価方式競争入札に該当する案件は3件あった。 [経済]計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は出来ていない。	D 実態調査の実施がないことからD評価とする。
(No.41) 雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	市民や事業者への理解を広げるため、市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行います。 ・ポジティブアクションについての啓発・女性労働者の母性保護	[文人]NPO法人との協働事業で女性の再就職支援講座を開催した。31名の参加者のうち、5名が就職することができた。男女平等推進センター情報誌で「マインターン事業」の紹介や女性起業家のインタビュー記事を掲載した。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で、事業者と市民向けの男女雇用平等推進セミナーを国分寺市及び他市と共催で開催した。セミナー内容:人材不足時代のダイバーシティ・マネジメント～多様な人材を活かす職場づくり～(①ダイバーシティとは、②多様性を力とするマネジメントとは)	A [文人]「マインターン事業」による、事業者への啓発ができたこと、就労支援にもつながったことは評価できる。
(No.42) 就労支援ネットワーク化の推進	経済課	地域において、女性をはじめとする就労困難者の就労支援を進めるため、情報交換の場をつくり、労働に関係する行政機関や事業者等との連携を図ります。	就労困難者等の就労支援および地域雇用創出のため、関係団体による国分寺市就労支援地域連絡会を設置して連携を図った。就労支援地域連絡会ではミニブルーム交流カフェというイベントを開催しており、国分寺市と多摩信用金庫主催で「ミニブルーム交流カフェ」として、「売上一億円ネットショップの立ち上げ方と集客方法について」をテーマに講演とトークセッションを行い、男女を問わず創業支援を行った。就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか、地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めた。	B 女性の就労支援について引き続き行っていただきたい。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】女性の為の再就職支援講座実習の中で、事業者からの理解が深まったことは評価するものの、前年に引き続き、実績や積極性が不足している課(経済課、契約管財課)もあることから評価Cとした。
【提言】
◆前年提言に引き続き、マタニティ・ハラスメントなどの実態把握と課題整理を行っていただきたい。
◆市内事業者、契約業者への男女平等実態調査の実行に関して、より積極的な努力を行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

実績がない事業もあるが、公共調達条例に基づく総合評価方式競争入札に該当する案件については実態把握ができたことは評価できる。「マインターン事業」による事業者への啓発ができたことも評価できる。なお、男女の雇用の実態調査については、目的・具体的な手法も含めて検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No43)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.43)市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	総務課(現:契約管財課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)	ア 調達の手法として、価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め、評価採点する仕組みの導入を検討しています。 イ 指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として、市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い、子育て支援や男女平等などへ取り組む事業者データの整備を検討します。 ウ イのデータ提供を受け、調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ/男女平等人権課イ	[契約]平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。総合評価方式競争入札に該当する案件は3件あった。 [文人]指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当課独自には特に事業を行わなかった。	達成 総合評価方式競争入札制度が導入され、実施されていることから、評価は達成とする。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
達成

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆総合評価方式競争入札該当案件においては、男女平等・共同参画の視点から十分なチェックを行っていただきたい。</p> <p>◆担当課においては、各課の連携を深め、公共調達条例をより有効に活用していただきたい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総合評価方式競争入札制度が導入され、実施されていることから評価は達成とする。</p> <p>引き続き調達における市の考え方を広く市民・事業者にも周知できるような広報・啓発活動をしていくことは必要である。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(3) 起業・再就職への支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No44・45)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.44) 再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターの講座などをおして、女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	昨年度に引き続き、男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。NPO法人との協働事業で女性の再就職支援講座を開催した。31名の参加者のうち、5名が就職することができた。	A 「マインターン事業」による講座を通して、5名の女性が再就職できたことは評価できる。
(No.45) 起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など、起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくります。	[文人]マインターン事業の中で、多様な働き方を紹介し、働くことへのきっかけ・意識づくりができた。 [経済]小口事業資金融資あっせん制度について、市ホームページ等で周知した。(公財)東京都中小企業振興公社が実施している女性起業家のための創業塾の広報を行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

A

協議会(総合)評価

A

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】女性のための再就職支援講座マインターン事業実施を評価し、Aとする。

【提言】

◆引き続き、実効性のある講座開催に向けて努力していただきたい。

◆小口事業資金融資あっせん制度と創業塾について、より積極的な広報をしていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

「マインターン事業」により、女性の再就職支援を行うことができ、5名の再就職者が生まれたことは評価できる。

小口事業資金融資制度について、積極的に周知を行い、利用者の拡大を図っていくことが重要である。

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった

B=前年度と同様の実績があった

C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった

D=実績がなかった

達成=計画所定の事業内容を達成した

休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(4)働き方における格差の是正

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No4647)性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.46) 事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	[文人]ママインターン事業の中で、事業者への就業体験を行ったことにより、事業者に対する理解促進が図れた。 [経済]男女雇用平等推進セミナーを東京労働情報センターとの共催により開催し、育児・介護休業法等の法改正について周知を行った。	A [文人]「ママインターン事業」による就業体験受入を通して、事業者への啓発ができたことは評価できる。
(No.47) 市民にむけた情報提供	男女平等人権課(現:文化と人権課) 経済課	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供します。	[文人]ママインターン事業の中で、様々な働き方についての講座を展開した。 [経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催した。市ホームページにチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。 セミナー内容:パートタイマーの日頃の疑問に答えます!～法律から給与明細の読み方・社会保険・税金まで～	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】 A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】ママインターン事業の中で多様な働き方を示すことができたものの、実績のない課(経済課)もあることから、評価Bとした。 【提言】 ◆東京都労働情報センターと、より深い連携をとっていただきたい。 ◆東京都と共催の労働セミナーにおいては、参加者の属性(国分寺市民か男女比はどうか等)や意識を把握することで、より効果的な広報や講座内容の工夫を行っていただきたい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。 引き続き東京労働情報センター国分寺事務所と連携を図りながら、より効果的な情報提供を進められたい。 「ママインターン事業」による就業体験受入を通して、事業者への啓発ができたことは評価できる。</p>
--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1)「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No48・49)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.48)ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等 人権課(現:文化と人権課) 経済課	市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスについて広報を行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者の好事例の紹介と普及	[文人]父子料理講座による、仕事と家庭生活の調和についての普及啓発を実施。ママインターン事業による、女性の多様な働き方の理解促進を実施。 [経済]東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベントの広報を行った。	B
(No.49)庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課 男女平等 人権課(現:文化と人権課)	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援を進め、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。またワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。 男性職員の育児休業取得率について、平成28(2016)年までに対象者1割の取得を目指します。そのために積極的に情報提供と意識の啓発を行います。	[職員]前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。通年で原則として超過勤務を命じないこととした。超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届け出ることとした。6月から9月については朝の超過勤務を奨励した。管理職を対象に「イクボス講座」を実施した。男性の育児休業取得者数は1名あった。 [文人]ママインターン事業を紹介した情報誌をイントラ掲示し、多様な働き方についての普及を行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C
協議会(総合)評価
C

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】庁内における男性の育児休業取得者が現れたことは評価する。しかし、啓発活動は十分ではなく、取組も遅れており、いくつかの点で改善する試みが行われていないため。

【提言】

◆事業No.48(経済課)昨年の提言「東京都のイベントテランの配架だけでなく、独自の政策や工夫も行うか、もしくはその姿勢だけでも見せた記述がほしい」に関して、全く変化がない。改善していただきたい。

◆事業No.49(職員課)超過勤務削減では、削減目標時間を明記していただきたい。また、平均超過勤務時間、80時間オーバーの人員、前年比較などを意識した取組を行ってほしい。

◆広報活動は適切な情報を根気強く継続して伝えることが肝要であるが、適宜、内容や伝達方法の見直しが必要だと感じる。現状では市民に、あまり届いていない。都のイベントの広報をするだけでなく、国分寺独自の取組が必要であると考えます。

◆男性の育児休業取得者は1名いたとあるが、取得率は何%だったのか。目標の1割に対して、どうなのか。このような観点を押さえて対処していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

昨年度好評を得たワークライフ・バランス・イベントで得られた効果を継承する取組が行われていない。概ね昨年度と同様の事業が行われているが、市民の評価を得られてはいないと考えられる。

引き続き、ワーク・ライフ・バランス研修や市民への積極的な情報提供を行っていくことが重要である。

東京都の事業の広報にとどまらず、独自事業の検討を望む。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(2) 子育てへの支援

<p>【事業評価の視点】 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より) (事業No50・51・52・53・54)性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.50) 男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課	子育ては女性だけでなく、ともに行うものであることを考える機会をつくります。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 男女平等人権課は、上記の各課事業の機会を活用し、男性の育児参加についての啓発を行います。	[健推]両親学級は2種類開催。ひかりクラスは年6回・わくわくクラスは年4回、いずれも土曜日開催。このうちひかりクラスはパートナー(父親)が主に体験・実習する内容となっている。 [子相]通園教室の家庭支援骨子に基づき、保護者交流会(4月)、父親参観・講演会(5月)、父子園内宿泊訓練(9月)、親子行事(2月)、卒園式(3月)は、通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼び掛け、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員20名の内、平均約15名、卒園式においては約9割の父親が参加、意義のある行事となった。 [子事]児童館は毎週土曜日は開館し、父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作った。父親も参加しやすい行事として、親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。 [文人]一緒に料理をしていくことで、父親と子どもがお互いの良さや個性を認めながら深くかかわっていきけるきっかけとし、父親が育児に積極的にかかわっていくことを目的として、健康推進課と共催講座を開催した。	B [子事]児童館合同遠足の開催回数を増やしたことは評価できる。
	子育て相談室 子育て支援課(現:子ども子育て事業課) 男女平等人権課(現:文化と人権課)			
(No.51) 保育サービスの充実	保育課(現:子ども若者計画課) 子育て支援課(現:子ども子育て事業課)	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育、学童保育所の保育時間の延長など、保育サービスの充実、多様化を進めます。	[子若]待機児解消のため、4月1日に認可保育所1施設を開園し、定員100名を増員した。市内認可保育所定員数が1,997名から2,119名へと増加した。(定員数:、21年度1,276名、22年度1,358名、平成23年度1,638名、平成24年度1,899名) 1園開園したが、入所申込者が定員拡大人数を上回り、待機児童数は平成25年度の53名から77名に増加した。(待機児童数:平成21年度101名、22年度74名、23年度39名、24年度53名) 翌年度開園を目指し定員80名の施設の開設準備に着手した。 保育サービス充実のため、病後児保育を1施設(定員4名)開始し4施設とした。 [子事]全学童保育所の保育時間8:00~19:00開所の実施。	A [子若]認可保育所1施設開園、定員100名増など、保育サービスを充実させたことは評価できる。 [子事]全学童保育所で時間延長したことは評価できる。

(No.52) 子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室 子育て支援課(子ども子育て事業課)	子育て中の親が孤立することなく、地域で支え合える関係づくりを支援します。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり	[子相]育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児援助をしてほしい市民(利用会員)の登録、援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い、育児の相互援助を全市的に広げた。働く女性への支援として、ワーク・ライフ・バランスの視点で支援実施した(社会福祉協議会への委託事業)。利用会員に比して、援助会員が少ないため、講習会等を実施し援助会員の増加に努めた。利用会員の増加のために、アドバイザーが市内親子ひろばへ出張し説明および登録などを行った。規則改正を行い、ひとり親家庭等への支援拡大を図った。 [子事]平成26年度より、ひとり親家庭等への支援は子育て支援課から子育て相談室へ移管された。	B
(No.53) 子育てに関する総合的な相談・支援	保育課(現:子ども子育て事業課) 子育て相談室	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。 児童虐待へきめ細やかに対応します。	[子事]保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。虐待がおきないよう、保護者への対応にも保育に関する支援も行った。家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり、その支援をするため、保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り、保護者は食育の講習や講話を受講し、事業を通じて育児相談等の支援を行った。男性が参加しやすい土曜日に行事を設定した。児童虐待には専門機関と連携し、情報を共有するなど早期発見に努めた。 [子相]家族や近隣から育児協力を得ることが困難で、支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣した。保護者が一時的に養育できない場合、お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。虐待通告を始め、18歳未満の子を持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。	B
(No.54) 子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課(現:子ども子育て事業課)	◇市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置等を進めます。 ◇赤ちゃん・ふらっと事業の市内施設等設置を促進し、市民に制度の周知を図ります。	ベビーシートやベビーキープの設置目標値20箇所の設置完了しているため、利用者がわかりやすいよう、適切な場所で案内を掲示した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B☆

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】全学童保育所において保育時間が19時まで可能になったこと、両親学級の参加者が昨年度より増加し、父親参加への呼びかけにより父親参加も増加しているなど、着実に進展が見られるため。B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)
【提言】
◆事業No.51(子ども若者計画課)待機児童解消のため定員100名を増員できたことは評価できる。しかし待機児童数ゼロが目標であることから、昨年よりも待機児童数が増えたことには課題である。入所の予測が適切であったか再検討をしていただきたい。
◆事業No.52(子ども子育て事業課)所管が移管されたとあるが、誰が自己点検をするのか、受け渡しはどうかになっているのか明確にしていきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

保育所の定員拡大や19時までの延長保育が可能な児童館が全館になったこと、赤ちゃん・ふらっと事業対象施設の増加は成果として評価できる。引き続きサービスの充実を図りたい。
保育所の実施する地域支援事業、親子ひろば、両親学級等の実施において、今後も父親が参加しやすくなるよう工夫をされたい。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(3) 介護への支援

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No55・56・57)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.55) 介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課(現:文化と人権課) 高齢者相談室	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います。	[文人]妻がいる男性の生活自立の促進や、介護にかかわる性別役割分担に対する意識の解消を目的に、定年後夫婦のより良い関係について漫才師を講師に招いて、楽しく話していただく講座を開催した。併せて高齢者相談室職員による介護2次予防についての情報提供を行った。 [高相]市全体を対象に講演会を行うとともに、高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター(市内6か所)が個別相談や講座を実施した。出前講座や文化と人権課の依頼により介護予防について講座を実施。	B
(No.56) 介護者への支援	高齢者相談室 介護保険課	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの基盤整備を推進します。 ◇介護予防の取り組み ◇介護者の支え合い、仲間づくりの場の提供 男性介護者向けの講座などを通して、孤立しがちな男性介護者に情報提供と支援を行います。	[高相]介護を要する状態に至ることを防ぐため、生活機能が低下(疑念)している方を把握し、進行を予防するための事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施した。委託地域包括支援センター(市内6か所)を拠点に、家族介護者交流会を実施した。情報提供と交流を合わせて行うことにより、介護者同士の繋がりを深めている。うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会(つどい)を継続して4年目となった。認知症高齢者家族懇談会(きさらぎ会、市内3会場にて実施)について、引き続き開催支援を行った。 [介護]認知症に対して正しい知識を持って適切に対応できる人材を育成するため「認知症サポーター養成講座」を22回開催した(女性402名、男性235名)。男性の参加者割合は昨年度より上昇している。	B
(No.57) 介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	総合相談件数の増加に伴い、地域包括支援センターの対応件数も増加した。(1)総合相談における相談実績:28,647件 (2)権利擁護における相談実績:2,858件 (3)高齢者虐待に関する対応(緊急受理会議・個別ケース会議の開催数)64回 高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し、地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては多機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。専門的な助言が必要な事例では、精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとし、適宜事例検討、支援方針の確認、支援機関の役割整理等を行った。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B☆

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】介護予防に関する普及啓発事業の開催が昨年より、回数、人数ともに減少していることは疑問が残るが、他の介護者交流会の開催、認知症サポーター養成講座、支援困難事例検討などは昨年より増加し成果につながっている。介護関連事業は自己点検票の記述が、通常の所管業務の報告になっているくらいはあるが、少しずつ男女平等の観点も入るようになってきたため。B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)

【提言】

◆情報提供や学習機会の提供が事業内容であるからには、介護予防普及啓発事業は少なくとも、前年並みに開催していただきたい。
 ◆事業No.55(高齢者相談室)決算額は増加しているにもかかわらず、なぜ人数は減少したのか、理由を明記していただきたい。
 ◆事業No.56(介護保険課)評価理由に「性別に限らず」と記してあるのだから、講座参加者における男女比の割合も明記していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。引き続き高齢男性の生活の自立促進、男性介護者への情報提供などの支援を行っていく必要がある。また、関係機関や専門家と連携して、介護に関する総合的な相談に対応していくことが重要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(4) 生活の安定と自立の促進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No58・59・60・61)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.58) 高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。	地域包括ケア体制を推進するため、地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し、今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し、相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し、専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施した。	B
(No.59) 障害者への支援	障害者相談室	障害者自立支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	身体障害者相談員、知的障害者相談員が、福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応した。電話による相談(随時)を受け、また、障害福祉サービスなどの情報提供も行った。相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターI型(3か所)も種々の相談を受け、情報提供を行った。障害者就労支援センターにおいて、障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに、障害者と事業所とのコーディネートを行った。また、就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために、地域開拓促進コーディネーターを配置した。	B
(No.60) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課 子育て相談室 子育て支援課(現:子ども子育てサービス課)	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。	[生福]ひとり親家庭(母子世帯)の経済的自立を支援するため、母子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。法改正により、父子家庭への支援が位置付けられ、相談の対象者、福祉資金貸付の対象者に父子家庭が追加された。 [子相]申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。 [子サ]手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行った。また、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者に対しては前年度と同様に児童扶養手当(国)、児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を適正に行った。	B

(No.61)外国人への情報提供	文化のまちづくり課(現:協働コミュニティ課)	外国人への効果的な情報提供の仕方について検討し、実地します。	「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」を、昨年度に引き続き配架し、子育てに係る手続きや市役所の窓口、サービスや支援制度などの情報提供を行った。市ホームページ改訂に合わせて、市政戦略室へ自動翻訳機能搭載を要望し、実現した。「市と国際協会との情報交換会」を開催し、市関係部署と国際協会とで、外国人への効果的な情報提供について話し合った。「外国人おかあさん交流会」を開催し、日本人と外国人の母親の交流を支援した(国分寺市国際協会主催)。「親子日本語サロン」を開催し、外国籍の母親の日本語学習を支援した(国分寺市国際協会)。「外国籍保護者のための小学校入学ガイド」冊子発行と説明会により、小学校入学にあたって必要な情報を提供した。	B
------------------	------------------------	--------------------------------	--	---

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B☆

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】高齢者支援では、地域ケア会議、地域包括支援センター全体会、職種別会など、昨年より多く開催し連携がとられている。障害者支援も相談実績が増えている。ひとり親家庭の生活安定、自立支援では、貸付、自立支援給付も昨年より人員、件数も増加している。各種サービス、情報提供も行われている。児童育成手当の支給も広く周知され適正に支援されている。施策それ自体は適切に運用されており、父子家庭への支援も追加されたことなど、少しずつ男女平等の観点が含まれるようになってきたため、B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)

【提言】

◆事業No.61(協働コミュニティ課)外国人おかあさん交流会、親子日本語サロンについて、それぞれの開催回数と参加者数を表記していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣制度や助成金など様々な支援制度の周知をより積極的に図られたい。外国人への情報提供について、市ホームページでの自動翻訳機能搭載実現は評価できる。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策(5) 高齢者の虐待防止

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No62)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.62)「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室 男女平等人権課(現:文化と人権課)	高齢者虐待予防と被虐待者の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[高相]平成23年度以降実施していなかった高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議、実務者会議を障害者相談室と共に開催した。各ネットワーク会議においては、各機関の役割や現状確認、虐待防止に向けた活動計画について共有した。個別ケース会議においては、関係各所との連携のもと高齢者とその家族(介護者)への支援を実施した。 [文人]高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行った。犯罪(投資詐欺)に巻き込まれたと思われる相談者の支援にあたった。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B☆

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】高齢者虐待防止ネットワーク代表者会、実務者会議個別ケース会議も昨年より多く開催し保護支援に努めていることが伺える。適切に施策事業が行われているため。B☆(前年度より実績が上がっていかなくても改善されつつある)
 【提言】
 ◆事業No.62(高齢者相談室)個別ケース会議の参加者数は延べ人数で表記していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議・実務者会議が開催されたが、引き続き情報の共有を図られたい。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 (1) 庁内における男女共同参画

【事業評価の視点】
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)
 (事業No63・64・65)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価																																																												
(No.63) 審議会等における性による偏りの解消	政策経営課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	平成28(2016)年度までに、審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。政策経営課と男女平等人権課と連携して各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。	[政経]平成25年度に市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し、委員の選任・委嘱の際には、事前に政策経営課に連絡する等、全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図る。平成26年度も引き続き事務手続きフロー図に基づき、平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱手続きを行うよう周知した。平成11年の通達では、両性の意見が審議等に反映されるようにしているため、委員の男女比の配慮に努めるよう周知した。 [文人]審議会の女性委員の比率調査について、当課で直接実施した。調査結果を庁内イントラネット掲示板に載せ、女性委員登用の意識付けを行った。	B																																																												
(No.64) 庁内の職域の偏りの解消	職員課	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。 事務系女性職員比率推移(4月1日現在)	人事異動: 11回(4/1, 4/15, 7/1, 7/18, 8/1, 9/1, 10/1, 11/1, 12/1, 1/1, 3/15)	B																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>議会</th> <th>政策</th> <th>総務</th> <th>市民生活</th> <th>福祉保健</th> <th>子ども家庭(子ども福祉)</th> <th>環境</th> <th>都市建設</th> <th>都市開発</th> <th>会計</th> <th>選管</th> <th>監査</th> <th>教育</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>33.3%</td> <td>23.1%</td> <td>24.4%</td> <td>41.9%</td> <td>44.9%</td> <td>37.5%</td> <td>13.6%</td> <td>8.1%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>33.3%</td> <td>25.7%</td> <td>24.7%</td> <td>40.0%</td> <td>45.6%</td> <td>40.0%</td> <td>5.3%</td> <td>19.5%</td> <td>11.1%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>47.6%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>33.3%</td> <td>22.5%</td> <td>26.5%</td> <td>38.8%</td> <td>58.4%</td> <td>76.4%</td> <td>1.8%</td> <td>11.4%</td> <td>0.0%</td> <td>60.0%</td> <td>0.0%</td> <td>66.7%</td> <td>51.6%</td> <td>41.1%</td> </tr> </tbody> </table>		議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども家庭(子ども福祉)	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計	H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%	H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%	H27	33.3%	22.5%	26.5%	38.8%	58.4%	76.4%	1.8%	11.4%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	51.6%	41.1%		
	議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども家庭(子ども福祉)	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計																																																		
H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%																																																		
H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%																																																		
H27	33.3%	22.5%	26.5%	38.8%	58.4%	76.4%	1.8%	11.4%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	51.6%	41.1%																																																		
(No.65) 女性管理職の登用促進	職員課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	平成28(2016)年度までに、管理職の女性比率10%を目指します。そのために、女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組みを促進します。(現状:管理職総数66人、女性管理職数3人、女性管理職比率4.5%・平成23(2011)年10月1日現在)	[職員]平成27年3月31日現在の状況:管理職総数66人、女性管理職6人、女性管理職比率9.09% [文人]女性管理職の登用に関する質問を含んだ職員意識調査の集計を行った。	A [職員]女性管理職比率が9.09%(目標値10%)に上がったことは評価できる。女性管理職が増えるような施策を望む。																																																												

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C
協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
 A=前年度よりも実績が上がった
 B=前年度と同様の実績があった
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
 D=実績がなかった
 達成=計画所定の事業内容を達成した
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】女性管理職の比率が微増するなど進展も見られるが、他方で現状を積極的に変化させる対策についての検討が乏しいため。
 ◆審議会等の委員の性による偏りの解消については、周知されてその意識があれば改善されるはずであるが、改善されていないと思われる。意識啓発を実施しても、庁内の各人の意識が変わらなければ成果に結びつかない。委員の公募で男性のみの応募であった場合の対処方法について、検討を行ってもらいたい。
 ◆職員の配置は適正・能力・成果によって配属されていると思われる。女性管理職の登用促進は、妨げになっている要因の洗い出しと分析が不足しているため、具体的な行動に結びついていないと考えられる。職員意識調査で「昇任したら、急な休みや、育児・介護支援制度を取得しづらいが最も多い」とあった。まさに職員自身が、庁内での仕事と生活のバランスが取れていない環境であると感じている証拠である。女性管理職登用促進策を現実の課題に向き合せて、具体的に立案すべきだと考える。現状分析を真剣に取り組むことが必要であろうと考える。
 ◆「女性ゼロの審議会はなくす」、また「審議会で一方の性が4割を下回らないようにする」とある。実態がどうなっているか表記していただきたい。
 ◆厚労省の推奨しているメンター制度、女性リーダーのフォーラムなども、企画・検討してみてもどうだろうか考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。
 多様化する市民の意見を市政に十分に反映するためにも、審議会委員には男女双方の参加がなされるよう、引き続き取り組まれない。
 女性管理職の割合が上がったが、目標に向けての一層の取り組みが必要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（2）地域における男女共同参画

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No66・67・68)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の26年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.66) 男性の地域参画の促進	公民館課 男女平等人権課(現:文化と人権課)	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくります。	[公民]男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として実施。光公民館では男性のための食生活講座を3回の連続講座として実施。お父さん応援講座は男性の生き方暮らし方を学び、仲間づくりの場になっている。他館は男性に限った講座は開催していないが、男性参加者の多い講座も実施している。 [文人]男性の地域参画を促進するために、2か年にわたるプロジェクトの2年目を実施した。料理講座、身だしなみ講座、おもてなし講座を実施し、国分寺まつり出店を果たした。	A [男女]2か年にわたる男性の地域参画プロジェクトで、目標である男性講座参加者による国分寺まつり出店を果たしたことは評価できる。
(No.67) 市民活動への支援	協働コミュニティ課	情報や場の提供を通じて、さまざまな市民活動に対する支援を行います。	市民活動フェスティバルを4月20日に開催。来場者約800人、参加団体27団体。 市民活動団体ヒアリングを6団体に実施。 市民活動団体「こらぼdeサロン」を3回実施。24団体、46名が参加。 平兵衛まつりに市民活動センターが出展し、各団体の活動をPRした。	B
(No.68) 女性リーダーの育成	男女平等人権課(現:文化と人権課)	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	リーダー育成を主目的とする講座は実施しなかったが、講座受講によって女性の活躍につながるという視点は常に持って主催講座を実施した。男女平等推進センター情報誌の編集委員として、市内で活躍する女性にインタビューする記事を掲載したことで、女性の活躍につながるよう取組んだ。女性の再就職支援のための協働事業「マインターン事業」では、さまざまな働き方で活躍する女性の姿を紹介できた。自らの意思で参画していく女性の育成につながると思える。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B☆

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】市民参加の事業が増加し、堅実な進展が見られるため。男性の地域参画の促進は、いろいろな講座の企画により参加者が増えている。男性の地域でのつながりが広がっていると感じる。市民活動への支援では、市民活動フェスティバルに女性副委員長を起用するなど工夫し、参加者も大幅に増えている。女性リーダーの育成は今後の課題である。B☆(前年度より実績が上がっていても改善されつつある)

【提言】

◆公民館の講座の中に、男女共同参画の視点を取り入れられるものには取り入れていただきたい。

◆事業No.68(文化と人権課)女性リーダーの育成は庁内と地域が連携して取り組むことが望ましい。市内の企業のリーダーを含めた女性リーダーフォーラムなどの取組を検討していただきたい。

◆本施策は国分寺市における地域活動に市民が男女を問わず参加していくことに主眼があるとすると、単に市民参加の機会を増やすだけではなく、地域のつながりが必要な市民を見出す工夫が必要なのではないかと考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価でき、さらに改善されつつある。男性の地域活動参加講座で目標が達成できたことは評価できる。引き続き男性の地域活動に参加するきっかけとなるような講座を開催されたい。また、今後も男女ともに多くの市民が参加できる事業を行うことで地域活性化を担う人材を育成し、市民活動の裾野を広げていくことが重要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（3）新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No69・70)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の25年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.69) 都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課(現:都市企画課) くらしの安全課(現:防災安全課)	まちの将来像を定めるマスタープラン策定の場など、都市計画の分野への女性の参画を推進します。	[都企]都市計画審議会の女性委員の人数について、前回同様である。公募委員の募集にあたり、託児サービスを実施したが応募自体がなかった。 [防災]女性の防災会議委員について平成26年度は、前年度と比べて人数の変動はなかった。	A [都企]審議会への参加にあたり、託児を行っていることは積極的取組で評価できる。
(No.70) 農業経営への男女共同参画	経済課	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	農業経営計画認定につき2経営体が家族経営協定を締結した(家族経営協定締結件数/全経営体数=20/49。締結実績は40.8%)。認定農業者を対象とした「先進農業経営見学会in国分寺」を開催(市・東京都農業会議共催)。女性の農業者等を対象とした交流を行った。バス見学ツアーを開催(東京都農業会議主催)。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】都市計画・防災分野への男女共同参画では審議会、防災会議に女性委員が参画している。少しずつではあるが、施策事業の進展が見られるため。

【提言】

◆女性委員参画はできているが、広く市民から意見を募り、女性の観点での具体的な要望を聞き出すこともしていただきたい。

◆現時点での事業内容が達成されているということなら、次の目標となる事業を考えていく必要があるのではないか。新規事業というのではなく、現状を見渡してまだ男女共同参画の視点が不足しているものがないかどうかを見直していただきたい。

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

応募はなかったが、託児をつけて都市計画審議会委員に女性の登用を図ったことは評価できる。

引き続き女性の参画を進められる取組を検討されたい。

IV 数値目標の達成状況

数値目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

1 庁内におけるワークライフバランスの推進（事業No. 49）

数値目標 男性職員の育児休業取得率	計画策定当初	平成 26 年度
対象者 1 割の取得	5 %（1 人）	9 %（1 人）

2 審議会等の委員における性による偏りの解消（事業 No. 63）

数値目標：審議会等の委員において一方の性が 4 割を下回らないようにする。

【各種審議会等における女性の割合】※平成 27 年 4 月 1 日時点 文化と人権課調べ

①行政委員会（地方自治法第 180 条の 5 参照）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課（旧：庶務課）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	60%	2	40.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	75%	1	25.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律（13人）・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例（2人）	15	14	93%	1	6.7%
固定資産評価審査委員会	情報管理課（旧：総務課）	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	2	100%	0	0.0%

②附属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第 202 条の 3 等）

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市表彰審査委員会	秘書課	国分寺市表彰条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市補助金等審査会	財政課	国分寺市補助金等審査会条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市行政改革推進委員会	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会設置条例	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市オンズパーソン	政策経営課（旧：総合情報課）	国分寺オンズパーソン条例	2	2	100%	0	0.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	情報管理課（旧：政策法務課）	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	情報管理課（旧：政策法務課）	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市政治倫理審査会	政策法務課（旧：総務課）	国分寺市政治倫理条例	4	3	75%	1	25.0%
非常勤職員等公務災害補償等審査会	職員課	国分寺市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	3	3	100%	0	0.0%
国分寺市職員懲戒審査会	職員課	国分寺市職員懲戒審査会設置条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市職員倫理審査会	職員課	国分寺市職員倫理条例	3	2	67%	1	33.3%
国分寺市公益監察員	職員課	国分寺市職員等の公正な職務の執行の	1	1	100%	0	0.0%
国分寺市特別職報酬等審議会	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会設置条例	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市公共調達委員会	契約管財課（旧：総務課）	国分寺市公共調達条例	5	5	100%	0	0.0%

国分寺市国民保護協議会	防災安全課（旧：くらしの安全課）	国民保護法・国分寺市国民保護協議会条例	31	29	94%	2	6.5%
国分寺市防災会議	防災安全課（旧：くらしの安全課）	災害対策基本法・国分寺市防災会議条例	34	31	91%	3	8.8%
国分寺市小口事業資金融資審査委員会	経済課	国分寺市小口事業資金融資条例	活動実績なし				
国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会	経済課	国分寺市商店街近代化等事業資金助成条例	活動実績なし				
国分寺市消費生活審議会	経済課	国分寺市消費生活条例	6	2	33%	4	66.7%
国分寺市被害救済委員会	経済課	国分寺市消費生活条例	活動実績なし				
国分寺市認定農業者審査会	経済課	国分寺市認定農業者審査会設置条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市男女平等推進委員会	文化と人権課（旧：男女平等人権課）	国分寺市男女平等推進条例	9	4	44%	5	55.6%
国分寺市介護保険運営協議会	介護保険課	国分寺市介護保険条例	15	9	60%	6	40.0%
国分寺市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法・国分寺市介護保険条例	54	31	57%	23	42.6%
国分寺市予防接種健康被害調査委員会	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市市民健康づくり推進会議	健康推進課	国分寺市市民健康づくり推進会議条例	活動実績なし				
国分寺市民生委員せけん会	生活福祉課（現：地域福祉課）	民生委員法	8	8	100%	0	0.0%
国分寺市地域包括支援センター運営協議会	高齢者相談室	国分寺市地域包括支援センター運営協議会設置条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市老人ホーム入所判定委員会	高齢者相談室	国分寺市老人ホーム入所判定委員会条例	5	4	80%	1	20.0%
国分寺市障害支援区分認定審査会	障害者相談室	国分寺市障害支援区分認定審査会設置条例	10	5	50%	5	50.0%
国分寺市障害者自立支援協議会	障害者相談室	国分寺市障害者自立支援協議会設置条例	11	6	55%	5	45.5%
国分寺市国民健康保険運営協議会	保険課	国民健康保険法・国分寺市国民健康保険条例	16	15	94%	1	6.3%
国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会	子ども子育てサービス課（旧：保育課）	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会設置条例	調査時点以降に任命				
国分寺市立学童保育所使用料検討委員会	子ども若者計画課（旧：子育て支援課）	国分寺市立学童保育所使用料検討委員会条例	平成10年以降活動実績なし				
国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例	12	5	42%	7	58.3%
国分寺市子ども・子育て会議	子ども若者計画課（旧：保育課・子育て支援課）	国分寺市子ども・子育て会議設置条例	12	3	25%	9	75.0%
国分寺市都市計画審議会	都市企画課（旧：都市計画課）	都市計画法・国分寺市都市計画審議会条例	16	13	81%	3	18.8%
国分寺市まちづくり市民会議	まちづくり推進課（旧：都市計画課）	国分寺市まちづくり条例	13	7	54%	6	46.2%
国分寺市開発事業調停委員会	まちづくり推進課（旧：都市計画課）	国分寺市まちづくり条例	活動実績なし				
国分寺市建築審査会	建築指導課	建築基準法・国分寺市建築審査会設置条例	5	3	60%	2	40.0%
国分寺市交通安全対策協議会	事業計画課（旧：道路管理課）	国分寺市交通安全対策協議会条例	15	12	80%	3	20.0%
国分寺市財産価格審議会	事業計画課（旧：用地課）	国分寺市財産価格審議会条例	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市湧水等保全審議会	緑と建築課（旧：緑と水と公園課）	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市緑化推進協議会	緑と建築課（旧：緑と水と公園課）	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	14	11	79%	3	21.4%
国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	ごみ減量推進課（旧：ごみ対策課）	国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例	15	6	40%	9	60.0%
国分寺市環境審議会	環境計画課	国分寺市環境基本条例	12	9	75%	3	25.0%
国分寺市公害対策協議会	環境計画課	国分寺市公害防止条例	活動実績なし				

国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発審査会	国分寺駅周辺整備課	国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例	6	6	100%	0	0.0%
国分寺市市街地再開発事業融資あっせん審査会	国分寺駅周辺整備課	国分寺市市街地再開発事業に係る権利者に対する融資あっせん及び助成に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市奨学資金審議会	教育総務課(旧:庶務課)	国分寺市奨学資金支給条例	必要に応じ委嘱等を行うため、調査日現在では委嘱していない				
国分寺市コミュニティ・スクール協議会(第7小学校)	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	12	5	42%	7	58.3%
国分寺市コミュニティ・スクール協議会(第8小学校)	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	11	8	73%	3	27.3%
国分寺市コミュニティ・スクール協議会(第9小学校)	学校指導課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	15	5	33%	10	66.7%
国分寺市社会教育委員	社会教育課(旧:社会教育・スポーツ振興課)	国分寺市社会教育委員の設置に関する条例	9	4	44%	5	55.6%
国分寺市青少年委員	社会教育課(旧:社会教育・スポーツ振興課)	国分寺市青少年委員の設置に関する条例	12	4	33%	8	66.7%
青少年問題協議会委員	子ども若者計画課(旧:社会教育・スポーツ振興課)	国分寺市青少年問題協議会条例	15	10	67%	5	33.3%
スポーツ推進委員	スポーツ振興課(旧:社会教育・スポーツ振興課)	スポーツ基本法	14	5	36%	9	64.3%
国分寺市文化財保護審議会	ふるさと文化財課	国分寺市文化財の保存と活用に関する条例	5	5	100%	0	0.0%
国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会	ふるさと文化財課	国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例	9	9	100%	0	0.0%
国分寺市本多公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	3	43%	4	57.1%
国分寺市立恋ヶ窪公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	2	29%	5	71.4%
国分寺市立光公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市立もともち公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	6	3	50%	3	50.0%
国分寺市立並木公民館運営審議会	公民館課(旧:各公民館)	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	57%	3	42.9%
国分寺市図書館運営協議会	図書館課(旧:図書館)	図書館法・国分寺市立図書館条例	10	5	50%	5	50.0%

③設置要綱などにより設置されている①, ②以外の会議等

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
国分寺市指定管理者候補者選定委員会	契約管財課(旧:総務課)	国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	7	7	100%	0	0.0%
国分寺市指定管理者評価委員会	契約管財課(旧:総務課)	国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市就労支援地域連絡会	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱	6	6	100%	0	0.0%
国分寺市認定農業者相談支援チーム	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム設置要綱	7	6	86%	1	14.3%
国分寺市協働事業審査会	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会設置要綱	6	4	67%	2	33.3%
国分寺市市民活動推進事業等審査会	文化と人権課(旧:協働コミュニティ課及び文化のまちづくり課)	国分寺市市民活動推進事業等審査会設置要綱	7	5	71%	2	28.6%
国分寺市文化振興市民会議	文化と人権課(旧:文化のまちづくり課)	国分寺市文化振興市民会議設置要綱	11	7	64%	4	36.4%
国分寺市立いずみホール運営委員会	文化と人権課(旧:文化のまちづくり課)	国分寺市立いずみホール運営委員会設置要綱	6	4	67%	2	33.3%

国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	子ども若者計画課 (旧:子育て支援課)	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会設置要綱	10	4	40%	6	60.0%
国分寺市要保護児童対策地域協議会(代表者会議)	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	19	16	84%	3	15.8%
国分寺市要保護児童対策地域協議会(実務者会議)	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	15	9	60%	6	40.0%
国分寺市まちづくり活動助成審査会	まちづくり推進課(旧:都市計画課)	国分寺市まちづくり活動助成審査会設置要綱	常設委員会ではないためH24・25・26活動なし				
国分寺市地域公共交通会議	事業計画課(旧:道路管理課)	国分寺市地域公共交通会議設置要綱	15	14	93%	1	6.7%
国分寺市環境推進管理委員会	環境計画課	国分寺市環境推進管理委員会設置要綱	12	11	92%	1	8.3%
国分寺市立小中学校給食費検討委員会	学務課	国分寺市立小中学校給食費検討委員会設置要綱	調査時点以降に任命				
国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会	学務課	国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会設置要綱	調査時点以降に任命				
国分寺市個別支援委員会	学校指導課	国分寺市個別支援委員会設置要綱	14	7	50%	7	50.0%
国分寺市中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会	学校指導課	国分寺市立中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会設置要綱	活動実績なし				
国分寺市立第一小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第一小学校学校運営協議会設置要綱	7	4	57%	3	42.9%
国分寺市立第二小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第二小学校学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第三小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第三小学校学校運営協議会設置要綱	8	2	25%	6	75.0%
国分寺市立第四小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第四小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第五小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第五小学校学校運営協議会設置要綱	8	3	38%	5	62.5%
国分寺市立第六小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第六小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第九小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第九小学校学校運営協議会設置要綱	H27コミュニティースクールに移行				
国分寺市立第十小学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第十小学校学校運営協議会設置要綱	8	3	38%	5	62.5%
国分寺市立第一中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第一中学校学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市立第二中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第二中学校学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第三中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第三中学校学校運営協議会設置要綱	8	4	50%	4	50.0%
国分寺市立第四中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第四中学校学校運営協議会設置要綱	8	6	75%	2	25.0%
国分寺市立第五中学校学校運営協議会	学校指導課	国分寺市立第五中学校学校運営協議会設置要綱	8	5	63%	3	37.5%
国分寺市農業振興計画見直し検討委員会	経済課	国分寺市農業振興計画見直し検討委員会設置要綱	15	13	87%	2	13.3%

3 女性管理職の登用促進(事業 No. 65)

数値目標 市の管理職の女性比率	計画策定当初	平成 26 年度
25% ※平成 24 年度行動計画より 10%	6.3% (4 人)	9.09% (6 人)

V 評価方法の確認事項

次年度以降の評価に向けて、男女平等推進協議会で以下の事項を確認した。

○総合評価で「達成」となった施策は、次年度以降の評価は行わない。推進委員会及び推進専門委員会においても評価を行わないこととする。

○推進委員会、推進専門委員会及び推進協議会での評価の基準が異ならないよう、事務局で調整する。

VI 参考指標

参考指標は、国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して、男女平等社会形成の進ちよく状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して、男女平等推進委員会との協議の上設定しているものです。

経年変化や他市との比較をすることで、現状分析と今後の課題を設定することに役立つものであり、その数値自体が目標値となるわけではありません。

【D V 分野】

○国分寺市におけるDVの相談件数（延べ）

年度	男女平等人権課(現:文化と人権課)						生活福祉課	
	女性のための カウンセリング		女性のための 法律相談		女性の悩みごと相談		母子・女性福祉相談件数	
	内DV相談		内DV相談		内DV相談		内DV相談	
22	72	16	47	8	149	71	1527	657
23	74	8	45	7	271	89	1067	210
24	51	13	37	10	219	71	1025	180
25	43	8	26	2	181	76	954	215
26	51	20	35	5	219	65	616	175

※文化と人権課調べ

【学 校 教 育 分 野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26市比較）

市町村名	教員数 (本務者)	校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
八王子市	1627	662	965	56	10	57	16	60	48	489	821	0	70	0	0
立川市	482	181	301	18	2	17	3	13	11	133	263	0	22	0	0
武蔵野市	293	111	182	6	6	5	8	12	17	88	139	0	12	0	0
三鷹市	421	169	252	12	3	14	1	24	12	119	219	0	17	0	0
青梅市	395	163	232	14	2	16	1	22	14	111	199	0	15	0	1
府中市	648	259	389	16	6	18	5	36	15	189	339	0	23	0	1
昭島市	325	144	181	11	4	12	3	14	13	107	147	0	12	0	1
調布市	548	198	350	16	4	12	8	23	17	147	299	0	22	0	0
町田市	1217	466	751	33	8	31	11	45	40	357	644	0	45	0	2
小金井市	253	85	168	8	1	6	3	7	8	64	147	0	8	0	1
小平市	493	185	308	15	4	16	3	20	19	134	263	0	18	0	1
日野市	485	195	290	11	6	13	4	18	16	153	246	0	16	0	1
東村山市	385	155	230	14	1	10	5	19	11	112	198	0	15	0	0
国分寺市	272	99	173	8	2	6	4	13	15	72	143	0	9	0	0
国立市	189	85	104	7	1	7	1	10	3	60	90	0	9	0	0
福生市	157	67	90	5	2	6	1	6	2	50	77	0	7	0	1
狛江市	174	69	105	5	1	5	1	8	2	51	94	0	6	0	1
東大和市	251	103	148	7	3	8	2	11	5	77	129	0	9	0	0
清瀬市	216	80	136	8	1	8	2	15	4	49	120	0	8	0	1
東久留米市	325	121	204	10	3	8	5	7	9	96	173	0	13	0	1
武蔵村山市	243	106	137	8	0	8	2	10	9	80	117	0	8	0	1
多摩市	422	166	256	15	3	17	1	20	18	114	215	0	18	0	1
稲城市	280	100	180	8	3	6	5	11	7	75	153	0	10	0	1
羽村市	174	78	96	6	1	6	1	11	5	55	81	0	7	0	1
あきる野市	261	109	152	9	1	7	3	13	11	79	129	0	8	1	0
西東京市	497	169	328	16	3	14	5	20	21	119	281	0	17	0	1

※平成26年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26市比較）

市区町村名	教員数 (本務者)	男		女		校長		副校長		主幹教諭		教諭		養護教諭		栄養教諭	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	906	516	390	35	2	36	4	91	23	354	324	0	37	0	0	0	0
立川市	224	130	94	9	0	9	0	19	7	93	79	0	8	0	0	0	0
武蔵野市	153	89	64	6	1	6	1	15	4	62	50	0	7	0	0	0	0
三鷹市	212	107	105	4	3	6	1	15	5	82	87	0	9	0	0	0	0
青梅市	269	161	108	10	1	11	0	32	7	108	89	0	11	0	0	0	0
府中市	331	182	149	10	1	11	0	32	2	129	135	0	11	0	0	0	0
昭島市	162	96	66	5	1	5	1	13	2	73	55	0	7	0	0	0	0
調布市	249	122	127	6	2	8	0	14	4	94	111	0	9	0	0	0	0
町田市	632	341	291	20	0	19	1	50	19	252	247	0	24	0	0	0	0
小金井市	134	78	56	3	2	4	1	14	3	57	45	0	5	0	0	0	0
小平市	245	134	111	7	1	7	1	19	6	101	96	0	7	0	0	0	0
日野市	236	132	104	7	1	7	1	21	2	97	92	0	8	0	0	0	0
東村山市	212	122	90	7	0	8	0	23	6	84	78	0	6	0	0	0	0
国分寺市	134	80	54	5	0	4	1	13	2	57	48	0	3	0	0	0	0
国立市	82	42	40	3	0	3	0	5	5	31	32	0	3	0	0	0	0
福生市	81	49	32	3	0	3	0	4	0	39	29	0	3	0	0	0	0
狛江市	94	51	43	4	0	4	0	7	5	36	33	0	5	0	0	0	0
東大和市	136	83	53	4	1	5	0	12	2	62	46	0	4	0	0	0	0
清瀬市	116	64	52	5	0	4	1	13	0	42	46	0	5	0	0	0	0
東久留米市	166	89	77	7	0	5	2	14	6	63	62	0	7	0	0	0	0
武蔵村山市	131	73	58	4	1	5	0	11	4	53	49	0	3	0	0	0	0
多摩市	209	110	99	9	0	9	0	19	11	73	79	0	9	0	0	0	0
稲城市	141	80	61	6	0	5	1	14	5	55	49	0	6	0	0	0	0
羽村市	92	49	43	3	0	3	0	8	1	35	38	0	3	0	0	0	0
あきる野市	152	93	59	6	0	6	0	13	4	68	51	0	4	0	0	0	0
西東京市	248	140	108	9	0	9	0	27	4	95	95	0	9	0	0	0	0

※平成26年度学校基本調査より作成

【保育分野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	平成26年4月1日				平成25年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
八王子市	26,218	10,995	41.9%	231	26,963	10,716	39.7%	253	△ 745	279	2.2%	△ 22
立川市	8,760	3,673	41.9%	95	8,824	3,577	40.5%	88	△ 64	96	1.4%	7
武蔵野市	6,719	2,120	31.6%	208	6,368	1,919	30.1%	181	351	201	1.5%	27
三鷹市	8,959	3,095	34.5%	179	8,771	2,936	33.5%	160	188	159	1.0%	19
青梅市	5,882	3,219	54.7%	29	6,146	3,286	53.5%	19	△ 264	△ 67	1.2%	10
府中市	13,859	5,021	36.2%	233	13,821	4,831	35.0%	181	38	190	1.2%	52
昭島市	5,634	2,585	45.9%	65	5,678	2,544	44.8%	46	△ 44	41	1.1%	19
調布市	11,678	4,154	35.6%	288	11,780	3,954	33.6%	249	△ 102	200	2.0%	39
町田市	20,840	6,815	32.7%	203	21,282	6,570	30.9%	257	△ 442	245	1.8%	△ 54
小金井市	5,721	1,793	31.3%	257	5,504	1,697	30.8%	188	217	96	0.5%	69
小平市	9,748	3,063	31.4%	167	9,560	2,847	29.8%	174	188	216	1.6%	△ 7
日野市	9,198	3,583	39.0%	188	9,181	3,497	38.1%	155	17	86	0.9%	33
東村山市	7,519	2,548	33.9%	97	7,763	2,408	31.0%	81	△ 244	140	2.9%	16
国分寺市	5,664	2,141	37.8%	77	5,530	1,961	35.5%	53	134	180	2.3%	24
国立市	3,307	1,283	38.8%	34	3,312	1,278	38.6%	32	△ 5	5	0.2%	2
福生市	2,506	1,344	53.6%	5	2,549	1,335	52.4%	0	△ 43	9	1.2%	5
狛江市	3,545	1,225	34.6%	99	3,407	1,120	32.9%	47	138	105	1.7%	52
東大和市	4,566	2,023	44.3%	14	4,596	1,945	42.3%	79	△ 30	78	2.0%	△ 65
清瀬市	3,457	1,321	38.2%	40	3,423	1,234	36.1%	52	34	87	2.1%	△ 12
東久留米市	5,498	2,022	36.8%	84	5,427	1,961	36.1%	120	71	61	0.7%	△ 36
武蔵村山市	3,921	1,972	50.3%	21	4,101	1,985	48.4%	46	△ 180	△ 13	1.9%	△ 25
多摩市	7,036	2,796	39.7%	11	6,825	2,690	39.4%	75	211	106	0.3%	41
稲城市	5,073	1,884	37.1%	33	5,162	1,848	35.8%	50	△ 89	36	1.3%	△ 17
羽村市	2,880	1,382	48.0%	3	2,928	1,358	46.4%	6	△ 48	24	1.6%	△ 3
あきる野市	4,064	1,823	44.9%	31	4,166	1,825	43.8%	35	△ 102	△ 2	1.1%	△ 4
西東京市	9,827	3,231	32.9%	193	10,036	3,098	30.9%	184	△ 209	133	2.0%	9

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成26年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

○病児・病後児保育実施状況（26市比較）

	病後児保育				病児保育				
	実施・未実施	施設数	定員数	対象	実施・未実施	施設数	定員数	対象	
八王子市	実施	3	15	産休明け～小3	実施	3	15	産休明け～小3	※1
立川市	未実施	-	-		実施	1	4	4ヶ月～小3	
武蔵野市	実施	2	8	6ヶ月～小3	実施	2	8	6ヶ月～小3	※1
三鷹市	実施	2	8	4ヶ月～就学前	実施	2	8	4ヶ月～就学前	※1
青梅市	実施	1	4	産休明け～就学前 保育施設在籍者	未実施	-	-		
府中市	実施	2	10	5ヶ月～小3	実施	2	10	5ヶ月～小3	※1
昭島市	実施	2	7	1歳～就学前	実施	2	7	1歳～就学前	※1
調布市	実施	2	8	1歳～小3	実施	2	8	1歳～小3	※1
町田市	実施	4	16	1歳～小3	実施	1	4	4ヶ月～小2	
小金井市	実施	1	4	1歳～就学前	未実施	-	-		
小平市	実施	1	4	6ヶ月～就学前	実施	1	6	6ヶ月～就学前	
日野市	実施	2	8	産休明け～ 概ね10歳未満	実施	2	8	産休明け～ 概ね10歳未満	※1
東村山市	実施	1	4	6ヶ月～小3	実施	1	4	6ヶ月～小3	
国分寺市	実施	3	12	産休明け～就学前 保育施設等在籍者	実施	12(*)	4	産休明け～就学前 保育施設等在籍者	※2
国立市	実施	1	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3	
福生市	実施	2	8	6ヶ月～小3 保育施設在籍者	未実施	-	-		
狛江市	実施	1	10	小3以下	実施	1	10	小3以下	
東大和市	実施	1	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3	
清瀬市	実施	2	10	1歳～小3	実施	2	10	2ヶ月～小4	※1
東久留米市	実施	1	4	1歳～小低学年	実施	1	4	1歳～小低学年	
武蔵村山市	実施	1	4	6ヶ月～就学前 保育施設等在籍者	未実施	-	-		
多摩市	実施	1	6	未就学児・ 学童クラブ入所児	未実施	-	-		
稲城市	実施	2	6	4ヶ月～就学前	実施	2	6	4ヶ月～小3	※1
羽村市	実施	1	4	概ね1歳以上 保育施設等在籍者	未実施	-	-		
あきる野市	実施	1	3	保育施設在籍者	未実施	-	-		
西東京市	実施	2	10	6ヶ月～小4	実施	2	10	6ヶ月～小4	※1

※1：施設数・定員数の内訳不明のため、病児・病後児保育の施設数・定員数の総数を記載。

※2：国分寺市は病児保育の定員を記載。病児対応型施設の定員4名のうち病児保育の定員は2名。

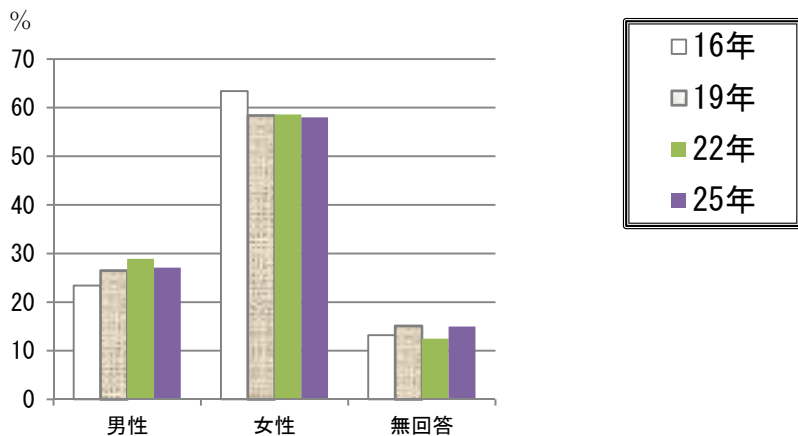
※子ども子育てサービス課資料より作成
（平成26年4月1日現在の状況）

【高齢者介護分野】

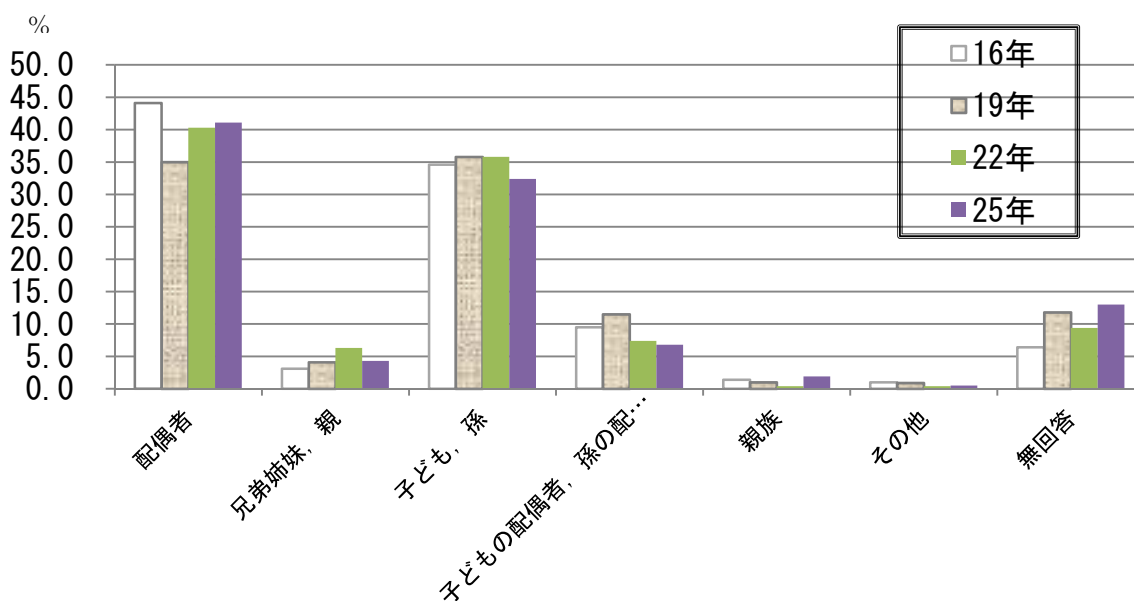
○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）

※国分寺市市民生活・意向等調査 介護保険実態調査より作成

<主介護者の性別>



<要介護者からみた主介護者の続柄>



【防 災 分 野】

○防災会議における委員の男女構成比 (26市比較)

市町村名	防災会議委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性割合(%)
八王子市	47	9	19.1
立川市	41	3	7.3
武蔵野市	27	4	14.8
三鷹市	35	7	20.0
青梅市	33	3	9.1
府中市	25	4	16.0
昭島市	40	2	5.0
調布市	33	3	9.1
町田市	35	2	5.7
小金井市	30	8	26.7
小平市	32	5	15.6
日野市	28	7	25.0
東村山市	32	4	12.5
国分寺市	33	3	9.1
国立市	25	2	8.0
福生市	28	2	7.1
狛江市	29	6	20.7
東大和市	25	5	20.0
清瀬市	不明	不明	不明
東久留米市	21	5	23.8
武蔵村山市	不明	不明	不明
多摩市	25	2	8.0
稲城市	18	2	11.1
羽村市	26	4	15.4
あきる野市	35	4	11.4
西東京市	33	5	15.2

※「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)(市区町村編)」より作成

【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市区町村名	管理職総数 (A)	うち女性	割合	係長級総数 (B)	うち女性	割合	職員総数 (AB除く) (C)	うち女性	割合	総数 (A+B+C)	うち女性	割合
八王子市	130	14	10.8%	415	35	8.4%	1,087	470	43.2%	1,632	519	31.8%
立川市	66	10	15.2%	168	40	23.8%	455	161	35.4%	689	211	30.6%
武蔵野市	77	7	9.1%	156	52	33.3%	385	207	53.8%	618	266	43.0%
三鷹市	100	13	13.0%	94	22	23.4%	372	174	46.8%	566	209	36.9%
青梅市	59	5	8.5%	139	12	8.6%	387	166	42.9%	585	183	31.3%
府中市	102	10	9.5%	130	16	11.1%	543	291	54.3%	775	317	41.1%
昭島市	58	6	10.3%	108	24	22.2%	265	106	40.0%	431	136	31.6%
調布市	125	16	12.8%	171	57	33.3%	552	260	47.1%	848	333	39.3%
町田市	151	11	7.3%	331	74	22.4%	943	432	45.8%	1,425	517	36.3%
小金井市	63	12	19.0%	85	20	23.5%	265	105	39.6%	413	137	33.2%
小平市	108	9	8.3%	108	21	19.4%	362	132	36.5%	578	162	28.0%
日野市	110	19	17.3%	95	30	31.6%	418	171	40.9%	623	220	35.3%
東村山市	76	4	5.3%	151	28	18.5%	321	155	48.3%	548	187	34.1%
国分寺市	61	4	6.6%	101	21	20.8%	262	114	43.5%	424	139	32.8%
国立市	43	4	9.3%	62	11	17.7%	174	70	40.2%	279	85	30.5%
福生市	47	4	8.5%	103	29	28.2%	181	70	38.7%	331	103	31.1%
狛江市	44	5	11.4%	53	12	22.6%	174	72	41.4%	271	89	32.8%
東大和市	54	4	7.4%	88	14	15.9%	231	99	42.9%	373	117	31.4%
清瀬市	45	3	6.7%	61	13	21.3%	200	100	50.0%	306	116	37.9%
東久留米市	39	3	7.7%	76	18	23.7%	257	122	47.5%	372	143	38.4%
武蔵村山市	47	3	6.4%	84	12	14.3%	185	80	43.2%	316	95	30.1%
多摩市	58	8	13.8%	123	29	23.6%	438	220	50.2%	619	257	41.5%
稲城市	47	9	19.1%	77	22	28.6%	197	71	36.0%	321	102	31.8%
羽村市	62	8	12.9%	75	5	6.7%	150	82	54.7%	287	95	33.1%
あきる野市	44	1	2.3%	106	19	17.9%	174	65	37.4%	324	85	26.2%
西東京市	71	5	7.0%	166	38	22.9%	347	164	47.3%	584	207	35.4%
東京都	1,629	273	16.8%	5,072	1,624	32.0%	12,508	6,610	52.8%	19,209	8,507	44.3%

※東京都については平成25年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「平成26年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告」より作成

Ⅶ 参考資料

- 資料No. 1 平成 26 年度推進状況内訳書
- 資料No. 2 自己点検票書式
- 資料No. 3 会議の開催状況
- 資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要
- 資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例
- 資料No. 6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

資料No. 1 平成 26 年度事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）

基本目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題1 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績					
1	男女平等に関する学習機会の提供	（現・男女平等文化と人権課）	〇庁内横断的に男女平等の概念を事業に浸透させるため、各種講座を実施する際には連携できる部署がないか検討し、あれば連携を働きかけた。その結果、各課の事業と男女平等施策とを関連付けることができた。連携した際に各課の担当職員と関わることによって、職員への情報提供も同時に行うことができた。例として、高齢者の自立支援における講座で高齢者相談室との関わり、父子料理講座における健康推進課との関わりがあげられる。また、小平市との共催講座も行った。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
			関連主催講座	13	416	257,000		
			他課との連携講座数	4	174	52,000		
		チラシ配布枚数				約9,000		
		公民館課	公民館の保育室事業は、親子それぞれの仲間づくりの場・子どもの育つ力を大事にした子育てについて考える場・親の今後の生き方を考える場として取り組んでいる。保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して、固定観念や思い込みを問い直し、改めて女性や男性の生き方を見直す学習を目指した。子育てや家事の男女のかかわり、自分と親とのかかわりなどから見えてくる性別役割について話し合った。 26年度は保育を付けた講座回数が少ない事業を各館で実施したことで、幼い子のいる親の参加人数が増えた。					
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他	
			保育室に子どもを預けて活動している親の人数	523		4,254,000		
			お父さん応援講座	4	27	56,000		
			男性のための食生活講座	3	54	60,000		
		人権講座	4	36	104,000			
		（現・子ども子育て事業課）	〇園児に対し、男女隔てなく保育を行い、幼いころから性別を意識しない教育環境を整えた。 〇保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育、より良い保育という共通の目標の下、協力しあっている。 〇園行事や地域交流で集まった保護者に、男性保育士の存在と保育をする姿を見せることで、子育ては男女隔てないものという意識と、子育てをすることの喜びを感じてもらった機会とした。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	割合	
			公立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		4		7%	
			私立保育園男性保育士数・保育士に占める割合		20		9%	
2	男女の平等に関する情報収集と提供	（現・男女平等文化と人権課）	〇情報誌では、特集として、性の多様性を考えることをテーマにLGBTについて扱った。LGBT当事者の「NPO法人共生ネット代表理事」の原ミナ汰さん、「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン共同代表」の遠藤まめたさんにインタビューを行い、情報の収集と提供を実施した。また、市内在住で長く女性問題にも関わってこられた高田キヨ子さんの歩みについて、男性の地域参画促進講座として連続講座を展開したプロジェクトDについて、女性の再就職支援としてNPO法人ArrowArrowと協働で実施したマインターン事業についてのコーナーを設け、情報を提供した。 〇講座を開催するときには必ず市のHPのイベント情報に掲載し、ワンクリックで講座のカラーチラシが見られるようにした。 〇図書資料室の配架を、市民が手を取りやすいように並び変えた。 〇情報誌とともに、ライツライブラリーニュースを発行し、おススメ本や新着本を紹介した。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
			男女平等推進センター情報誌発行	1			2,500部	
			図書資料室貸出数		延べ62人		延べ93冊	
		図書館課	〇市内各図書館で、男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。 〇市役所等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書の受入冊数				53冊		
		（総合情報戦略室）	市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等に配慮した広報活動を行なった。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		市報発行	24		43,732,000			

3	国際的 理解を 深める	男女 平等 と人 権 文化	ハーグ条約の締結に向けての情報提供を、男女平等推進センター内の掲示板で行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		公民館課	地域に住む外国人の日本語学習支援および市民との交流を目的とし、日常生活での日本語使用において、できるだけ不自由のないよう、また活動が制限されないことがないよう、日本語の基本的な知識・語法を生活レベルで修得を目指すことをねらいとし、春学期(4月～7月)、秋学期(9月～12月)、冬学期(1月～3月)で全32回実施。また、公民館まつりに参加し、外国人による日本語のスピーチを実施した。				
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
			外国人のための生活日本語講座	32	228	スタッフ賃金208,000	
		文化の ま ち づ く り 課 (現 ・ 協 働 コ ミ ュ	以下の事業について、国分寺市国際協会へ補助金を支出。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施) 第1回「日韓文化交流の新段階への新たな展開の展望」6月28日実施、参加者17名 第2回「変わりつつあるサウジアラビア人々の生活、社会、教育など」9月27日実施、参加者24名 第3回「ウクライナを知ろう」12月13日実施、参加者35名 第4回「中東の変動を構造的に理解しよう」3月7日実施、参加者56名 ●姉妹都市交流講演会「多文化共生社会オーストラリア」2月14日実施、参加者120名 ●日本語地域連携連絡会懇談会「世界の冠婚葬祭から多文化共生を考える」3月14日実施、参加者29名				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			講座	4	132	120,000	
			姉妹都市交流講演会	1	120	0	
			日本語地域連携連絡会懇談会	1	29	50,000	

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

No.	事業名	所管課	事業実績				
4	男女 平等 の 推 進 の 視 点 を	学校 指 導 課	○人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。 ○市独自のいじめに関する実態調査を年間3回実施し、性差にかかわらず相手を大切にすることの大切さについて、啓発を行った。 ○各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			人権教育推進委員会(分科会を含む)	4	17		
			人権作文コンテスト応募作品数			841編	
5	性 別 に 進 業 と 意 識 を 導 け	学校 指 導 課	児童・生徒の望ましい勤労観・職業観をはぐくむために、中学生を対象とする職場体験活動を3日間実施するとともに、義務教育9年間を通じたキャリア教育を推進している。具体的には、平成26年度は中学校全校で1年生又は2年生が職場体験を行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を2回開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			中学生職場体験活動参加者数				5校 3日
			キャリア教育・進路指導推進委員会	2			
6	教 育 研 修 の 男 女 平 等	学校 指 導 課	○各学校においては男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。 ○校内において、セクシュアル・ハラスメント担当を配置して、相談出来る体制をつくっている。 ○教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。 ○毎月の校長や副校長の連絡時に、服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			服務事故防止研修会	2			

施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底

No.	事業名	所管課	事業実績				
7	職員への男女平等研修の実施	職員課	・男女平等研修として、前年度に引き続き庁内研修「ワーク・ライフ・バランス研修」を全職層を対象に実施した。 また、ワーク・ライフ・バランス研修の一環として「イクボス講座」を管理職向けに実施した。 ・例年どおり、新任研修及び重点課題研修として「セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」を実施した。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			ワーク・ライフ・バランス研修	2	62	26,000	
			セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修	1	26	39,000	
		東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」への派遣	1	3			
		課(現・文化と人権課)	○新人研修において、最新の具体的なデータをもとにセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		新人職員研修	1				
		課(子育て事業)	ハラスメントやワークライフバランスの庁内研修に職員を派遣し、男女平等の意識について認識を高めた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		庁内職員研修参加職員数	2	2			
		課(子育て支援課(現・子ども子育て課))	児童館・学童保育施設として、子どもたちの男女平等の意識形成など配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をした。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
事例研究・情報交換	2	40	0				
8	男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課	平成25年度末に、男女平等に関する職員意識調査を男女平等人権課(現文化と人権課)が実施したため、平成26年度は実施しなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		課(現・文化と人権課)	職員(正規職員、嘱託職員、再任用職員)に対する男女平等に関する意識調査の集計を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
意識調査集計	1	535					

施策(4) 男女平等に関する実態把握

No.	事業名	所管課	事業実績				
9	男女平等に関する市民意識調査の実態調査	課(現・文化と人権課)	27年度実施の意識調査に向けて調査票の検討を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			市民意識・実態調査調査票案検討	1			
10	資料の整備	課(現・文化と人権課)	○昨年度に引き続き、男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し、行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。 ○各課に当課から直接連絡し、審議会への女性登用状況を調査した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

施策(5) 男女の人権に配慮した表現の推進

No.	事業名	所管課	事業実績				
11	メディア・リテラシーを育成する学習機会(情報活用能力)	(男女平等文化と人権課)	小平市との共催でメディアリテラシー講座を開催した。テレビ番組やCMの作りを学び、発せられるメッセージを能動的・批判的に読み取る力を身につけることを目的に実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			講座開催	1	97		
		公民館課	5館で実施している幼い子のいる親を対象にした講座の中で、メディア・リテラシーを学ぶ機会を持っている。				
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
			幼い子のいる親のための教室	5	72	121,000	
		学校指導課	○情報教育・ICT教育活用委員会を年2回、情報教育・ICT教育活用研修会年1回開催し、その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。 ○情報モラルを高めるよう各学校において指導をした。 ○全校において、携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための指導を実施した。 ○いじめ防止児童会・生徒会フォーラムにおいて児童生徒が自ら話し合っ「国分寺e-ルール」を策定してメディアリテラシーの向上に取り組んだ。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			情報教育・ICT活用推進委員会	2			
			情報教育・ICT活用研修会	1			
		情報モラル研修会	1				
12	市男女平等の視点での見直し	市政戦略室(現・情報課)	「表現のガイドライン」を作成することはできなかったが、年24回発行の市報記事において、男女平等の観点で欠けている原稿については、記事入稿前に広報担当と原稿作成者で協議し修正した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			市報発行	24		43,732,000	
		(男女平等文化と人権課)	ガイドライン作成を検討するため、国の第4次行動計画の動向を注視することとした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		公民館課	公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行っている。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
	公民館だより「けやきの樹」の発行・配布	12		0	市報と合併		
13	普及「男女平等の視点による」	課(男女平等文化と人権課)	ガイドラインの策定について方向性の検討を行ったが、策定までは至らなかったため広報もしていない。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		戦略室(現・市政課)	ガイドラインの策定にはいたらなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

No.	事業名	所管課	事業実績				
14	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	（現女権・平等文化と人権課）	○普段児童生徒に接している養護教員を中心にセクシュアル・マイノリティの講座を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			学習会	1	19		
		子育て支援課（現・子ども子育て事業）	日常の児童館において、児童が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中学生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手と調和がとれる場の設定として、館内宿泊を実施する。また、児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては、日常的に幅広い学年の関わりが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			児童館館内宿泊の実施(6館)	12	782		
		学校指導課	小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			小学校における対象授業				各2時間
	中学校における対象授業				各3時間		
15	HIVや性感染症などに関する情報提供	（現女権・平等文化と人権課）	東京都エイズ予防月間にあわせ、市ホームページで、広報を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			市ホームページでの広報	1			
		健康推進課	基本的にHIV・性感染症は、都の事業であるため、センター内にポスターの掲示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施している。健康推進課では、相談時に対応(質問に回答)したり、保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		学校指導課	小学校6年生の体育の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は病原体が主な要因となって発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をとおして、HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			小学校における対象授業				各1時間
	中学校における対象授業				各1時間		

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援

No.	事業名	所管課	事業実績					
16	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	女性に多いがんである「大腸がん(腸の病気)」の講座を実施した。また、女性に多い気分の落ち込みの対処法について「メンタルヘルス講座」を実施した。保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。 H26年度より子育て世代の女性を対象に子どもの健診時に乳がん・子宮がんの予防方法、視触診について説明とポスター配布を行った。 また、健康づくりの情報提供として、高齢者に対しては敬老会や地域包括支援センターでの出前講座の実施、働き盛り世代等に対しては両親学級などの母子保健事業の中で親世代の健康づくりについての情報提供の実施、若い世代に対しては、市内大学に食事や健康に関するチラシの配布を実施するなど、年代に応じた内容・情報発信方法を工夫して実施した。					
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
				女性向け講座 骨粗しょう症講座→腸の病気講座	1	26	41,700	男女比 6対20
				メンタルヘルス講座 睡眠講座→冬うつ対策講座	1	15	21,500	男女比 1対14
				乳がん予防お風呂ポスター配布	24	943	59,184	

17	性差に配慮した健診 ・検診の実施	健康推進課	<p>・骨粗検診:20歳以上の女性を対象に実施。実施期間:平成26年6月5日(木)~8日(日)。参加者数合計:386名。</p> <p>・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に、4月~翌年3月、国分寺市医師会公衆衛生センターおよび東京都がん検診センターで実施。受診者総数:2,265人。</p> <p>・子宮がん検診:20歳以上の女性を対象に、4月=翌年2月、国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施。受診者総数:2,762人。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			骨粗しょう症検診	1	386	523,632	
18	妊産婦への支援	健康推進課	<p>妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介を行った。また、妊娠に対する気持ちや協力者の有無等についてアンケートを実施し、必要に応じて、個別支援を行った。さらに、妊婦・産婦新生児訪問(乳幼児家庭全戸訪問事業)や乳幼児健診で母子の相談を実施している。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			母子手帳交付件数		1,101	577,455	
			妊産婦・新生児訪問件数		1,198	6,379,298	
	助産師による電話訪問(保健師含)		285	151,200			

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

No.	事業名	所管課	事業実績				
19	広報啓発活動 による普及	(現・男女平等 文化と人権 課)	<p>○啓発講座を3回開催した。</p> <p>①心理講座「ところでモラル・ハラスメントってなんですか?~家庭モラハラ基本の『き』:モラハラであることの認識について</p> <p>②法律講座「モラル・ハラスメントかもしれない~そうだ、弁護士に聞いてみよう~»:モラハラが司法でどう扱われているかについて</p> <p>③「アフターファイブにモラハラを語る~私とパートナーの場合~»:モラハラの知識、セルフチェックなど、夜間の講座</p> <p>○啓発リーフレットを市内の民間商業施設におけるよう調整を図り、広く一般市民の目に触れるようにした。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			啓発講座開催	3	60	78,000	
		リーフレット配布数			800枚		
20	「デートDV」に 関する啓発	(現・男女平等 文化と人権 課)	<p>○市報でデートDVについての啓発を行った。</p> <p>○モラハラ講座の中で、デートDVがストーカー事件につながりやすいことなどの啓発を行った。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		関連講座開催	1	14	26,000		
		市報での啓発	1				
	(現・子育て 支援課)	<p>児童館の中高校生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。</p>					
内容		回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
		中高校生タイムの実施	107	379			
21	学校教育における 暴力予防教育	学校指導課	<p>いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。小学校5年生、中学校1年生の全学級で弁護士によるいじめ防止授業をおこない、その中で暴力の否定を訴えた。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。教員に対しては不適切な指導を含めて、体罰防止を啓発した。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			いじめに関する実態調査	3			
			問題行動調査	1			
		いじめ防止児童会・生徒会フォーラム	1	100			

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
22	健診の発見と対応	健康推進課	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他(受診率)
			3~4箇月児健康診査	24	919	4,772,000	97.2%
			1歳6箇月児健康診査	24	943	8,121,000	92.5%
23	関係者による通報の周知	(現・男女平等文化と人権課)	○啓発リーフレットを、昨年度まで配布していたところに、引き続き補充配布を行った。 ○市報で、「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			リーフレット配布数				800枚
			市報での周知	1			
24	被害者の安全確保	生活福祉課	身体的または精神的暴力による被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を実施した。なお、一時保護解除後については、世帯の状況に応じて、母子生活支援施設入所や民間アパート転宅となった。なお、仕事を持っている方は、今後の自立のために仕事を続けながら一時保護を希望するケースが増えている。この場合には、東京都女性相談センターの利用が困難であり、保護施設への利用となっている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			東京都女性相談センターへの保護	1	2		
			民間の保護施設への保護	8	11		
		市契約施設への保護	1	2			
		(現・男女平等文化と人権課)	緊急一時保護費支給対象となる案件がなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		契約管理課(現・総務課)	○休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者から保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。 ○近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		25	被害者の取り扱いへの留意	市民課	○ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の加害者からの、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用した被害者の住所の探索を防止し、当該住民票の写し等の発行を停止する支援措置を講じることにより、被害者の保護を図った。 ○支援措置の対応には細心の注意を払う必要があり、かつ同措置は関係する市区町村(本籍地・前住所地等)にも支援を依頼するため、支援措置の処理にあたっては慎重に対応している。		
内容	回数(回)				人数(人)	予算(円)	その他
DV被害者支援措置件数							82件
(現・子育て支援課)	平成25年1月以降より新システムを導入し、新たに福祉部門共通で情報を共有したことにより、平成25年度に引き続き情報管理を徹底して行った。また、DV防止連絡会へのオブザーバーとして出席及び市民課の支援措置情報の連携について関係部署との情報共有等を行った。						
	内容			回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
(現・男女平等文化と人権課)	○ODV防止連絡会を開催し、基幹系システムにおけるDV被害者の標記について各課がそれぞれ対応していることについての課題を確認した。 ○住民基本台帳登録外のDV被害者に対して、申請の意思表示がなくても使えるサービスを積極的に提供することについて、関係課で共通認識をもった。						
	内容			回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
DV防止連絡会	4			延べ44			

26	必要とされる被害者への対応	（現・文化と人権課） 男女平等文化と人権課	外国の方からの相談を受け他機関と連携して対応した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			外国人である相談者への対応	5	4		
			夫が外国籍である相談者への対応				
27	タ―民間シエル 的支援への財政	（現・文化と人権課） 男女平等文化と人権課	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行った。補助額を前年度よりも5%増額した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			民間シェルター連絡会への補助金支給	1		300,000	
28	被害者の自立支援	生活福祉課	○一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて、入所施設に配置されている心理職等専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携し、日常生活上の問題解決を図るため、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。				
			○一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		（現・文化と人権課） 男女平等文化と人権課	男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に、ハローワーク、マザーズハローワークの活用の仕方を情報提供した。離婚を希望しているが、手がわからないという相談者に、図書資料室の書籍を貸出すとともに、法テラスの活用方法などの情報提供をわかりやすく行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			女性のための悩みごと相談	219			
女性のための法律相談	35						
女性のためのカウンセリング	51						
29	子どもの安全確保とケア	子育て相談室	相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合、文化と人権課や母子自立支援員などの紹介を行った。他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を転居先の支援機関と連携して支援を行った。また、母子自立支援員と月一回定期的な連絡会を行い、支援状況の確認を行った。父子家庭の相談支援としてもウイメンズプラザや父子自立支援員などの紹介をした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			DVが絡んだ相談件数		10		
		母子自立支援員との連絡会の開催件数	11				
		保育課（現・子ども子育て事業課）	○保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づき業務を遂行している。				
			○保護者による不適切な養育等虐待が疑われた場合には、保育課・保育園や家庭支援センター、児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応することとされている。				
			○公立、私立に係わらずDV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報などの適切な対処を行った。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数, 対象児童数	64	26			
		（現・子ども子育て事業課） 子育て支援課	○日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努めた。				
○虐待と疑われるケースについて、関連機関とケース会議を開催し、情報を共有した。							
○親子ひろばでは、乳幼児親子を対象に健康推進課と連携して、ミニ相談会を実施して地域での相談ができる環境を作った。							
○地区連絡協議会に参加し、児童虐待について、関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行った。							
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他			
学校指導課	○各学校においてサポートチームを設置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。						
	○各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図った。						
	○児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。						
○スクールソーシャルワーカーを配置し、定期的に学校を巡回し、虐待等を受けている児童・生徒への対応に努めた。							
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他			
児童・生徒虐待対応担当教諭研修会	1	15					
サポートチーム会議	1	20					

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

No.	事業名	所管課	事業実績				
30	スク等・バイオリン ドメスティック 暴力に関する相談事業	(現・文化と人権課)	○男女平等推進センターにおいて女性のための悩みごと相談、法律相談、カウンセリング相談事業を実施した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			女性のための悩みごと相談	219			
			女性のための法律相談	35			
31	二次被害者の防止	(現・文化と人権課)	セクシュアル・マイノリティの子どもたちへの支援を目的とする講座を開催し、養護教諭、子ども家庭支援センター職員等が参加した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
		対象講座実施	1	19	26,000		
		職員課	東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」を実施した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
内容							
東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」への相談員の派遣	1	2	56,000				
32	庁内連携の強化	(現・文化と人権課)	今まで見えなかった各課における動きについて、情報共有をすることができた(各課での情報管理システムの動き、DV被害者相談証明の発行など)。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			DV防止連絡会	4	延べ 44		
33	庁外関係の連携強化	(現・文化と人権課)	講座の情報を関係機関に連絡会を通じて伝えた。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
			情報提供数	1	約80		
34	手続きの一元化	(現・文化と人権課)	○各課で申請時に必要な書類は、それぞれ例規で規定されているため、また、記入者は本人である必要があるため、その部分の共通化・簡略化は困難であるとする。また、窓口の一元化も、他市の例を見ると、同じ庁舎内で職員が移動するのであれば現実的であるが、国分寺市のように庁舎が距離的に離れている場合には難しい。そこで必要なケースの場合には、婦人相談員が被害者に付き添ったり、予め本人の了承を得たうえで、申請予定の課へ連絡しておく等の対応をしていることが、DV防止連絡会での話を通じて明らかになった。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			○福祉系基幹システムの導入は、一部情報の市役所内での共有は可能にするが、手続きの一元化や申請の簡略化とは別問題であることがわかった。				
			○被害者への情報提供をまんべんなく図る必要があることが、DV防止連絡会の議論を通じて判明した。				
○マイナンバー制への対応は国の動向を注視する必要があることがわかった。							
内容							

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	事業名	所管課	事業実績				
35	止メルの取組の強化	(現・文化と人権課)	男女共同参画週間に合わせ、市報にセクハラ防止の記事を掲載した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			内容				
36	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	・例年通り、新任研修及び重点課題研修として「セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」を実施した。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			・苦情申し立てはなく、苦情処理委員会は開催しなかった。				
			・東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシャル・ハラスメント相談員研修」を実施し、職員を1名派遣した。				
		内容					
セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修	1	26	39,000				
東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」へ相談員を派遣	1	2	56,000				
学校指導課	○各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	○セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシュアル・ハラスメントの防止に役立てる。						
○平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。							
内容							

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
37	ストーカー等の防止の取り組み	(現・防災安全課)	○学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し注意喚起を行った。 メール配信登録者:15,665人(平成26年度末現在)※前年比+535人 ○国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロール:警備員2名を配置。パトロール時間帯を平成25年度から午後5時から午後11時までとした。これによって夜間の遅い時間帯でのつきまとい勧誘行為の防止を図った。 ○住宅街、通学路等における庁用車による青色回転灯防犯パトロールについては、青色回転灯装着車計26台で対応し、発生の抑止を図った。平成24年11月から実施している、本多地区における本多連合町会による夜間の青色防犯パトロールの継続支援を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			生活安全・安心メールによる不審者情報の配信回数	48回		155,520	
		国分寺駅周辺地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロールの実施	244日		5,027,956		
		(現・文化と人権課)	「ストーカーは何を考えているのか～その深層を探る～」と題した講座を開催した。ストーカーとはどのような人が行うのか、心理的な観点からの話や、現在のストーカー対策の問題点などにもふれた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
対象講座開催	1		37	26,000			

施策(6) 子どもにとっての男女平等

No.	事業名	所管課	事業実績				
38	「要保護児童による連携対策地域協議会」	子育て相談室	要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。児童相談所と四半期毎に要保護児童の進行管理を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			個別ケース会議開催数	64			
		個別ケース会議参加機関数				46機関	
		(現・文化と人権課)	○要保護児童対策地域協議会に、課長が出席した。 ○上記の会出席のみならず、セクシュアル・マイノリティの講座に子ども家庭支援センター等の職員の出席を呼び掛け、情報の共有を図った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
要保護児童対策地域協議会 関連講座 センター情報誌への関連テーマ掲載	4 1 1						

施策(7) 性犯罪被害者の支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
39	性犯罪被害者のための広報・啓発活動	(現・文化と人権課)	○平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行により設置した犯罪被害者等支援相談窓口のリーフレットを、補充した。 ○ストーカー被害者は、性犯罪被害者にもなり得ることから、ストーカーに関わる講座を開催した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	配布枚数
			犯罪被害者等支援相談窓口啓発リーフレット配布 啓発講座				100
			1	37	26,000		

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
40	雇用に関する男女平等に 関する実態把握	男女平等 と人権 文化 課 (現・文化 課)	今年度は特に実施しなかった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		(現・総務 契約 管財 課)	○平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。 ○本年度は総合評価方式競争入札に該当する案件は3件あった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			総合評価方式競争入札の実施	3			
		経済課	計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は出来ていない。				
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
41	雇用における男女平等に 関する啓発 ・ 情報提供	(現・男女 平等 と人 権 課)	ONPO法人との協働事業で女性の再就職支援講座を開催した。31名の参加者のうち、5名が就職することができた。 ○男女平等推進センター情報誌で「ママインターン事業」の紹介や女性起業家のインタビュー記事を掲載した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			関連掲示掲載				4月～3月
			情報誌発行				2500部
			対象講座開催	15	31	1,264,888	
		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で、事業者と市民向けの男女雇用平等推進セミナーを国分寺市及び他市と共催で開催した。 ○セミナー内容:人材不足時代のダイバーシティ・マネジメント～多様な人材を活かす職場づくり～(①ダイバーシティとは、②多様性を力とするマネジメントとは) ○参加者の男女比率及び事業者と一般市民の割合:把握していない				
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
	男女雇用平等推進セミナー	1	34				
42	就労支援 ネット ワー ク化 の 推 進	経済課	就労困難者等の就労支援および地域雇用創出を図るため、関係団体※による国分寺市就労支援地域連絡会※※を設置して連携を図っている。この就労支援地域連絡会での情報交換から、「ミニブルーム交流カフェ」というイベントを共催しており、平成26年度は国分寺市と多摩信用金庫の主催で「ミニブルーム交流カフェ」として、「売上一億円ネットショップの立ち上げ方と集客方法について」をテーマに講演とトークセッションを行い、男女を問わず創業支援を行った。 ※関係団体:東京しごとセンター多摩/ハローワーク立川/国分寺市社会福祉協議会/多摩信用金庫/国分寺市商工会 ※※就労支援地域連絡会:平成24年8月28日設置 就労困難者の雇用促進や地域就労に向けた相互の情報交換・交流などのほか、地域における就労支援事業やコミュニティビジネスの支援などについて検討を進めている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			国分寺市就労支援地域連絡会の開催	1			

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

No.	事業名	所管課	事業実績				
43	市の調達における事業者評価制度の男女平等推進	(現・契約管財課)	○平成24年12月1日に施行した国分寺市公共調達条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を総合評価方式競争入札として盛り込んでいる。 ○本年度は総合評価方式競争入札に該当する案件は3件あった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		総合評価方式競争入札の実施		3			
		課(現・文化と人権課)	指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当該独自には特に事業を行わなかった。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		

施策(3) 起業・再就職への支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
44	情報再就職提供に関する支援	(現・平等文化と人権課)	○昨年度に引き続き、男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。 ○NPO法人との協働事業で女性の再就職支援講座を開催した。31名の参加者のうち、5名が就職することができた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			対象講座	15	31	1,264,888	
45	起業に関する情報提供・支援	課(現・平等文化と人権課)	ママインターン事業の中で、多様な働き方を紹介し、働くことへのきっかけ・意識づくりができた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		対象講座開催		15	31	1,264,888	
		経済課	小口事業資金融資あっせん制度について、市ホームページ等で周知した。 また、(公財)東京都中小企業振興公社が実施している女性起業家のための創業塾の広報を行った。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
			平成26年度あっせん決定実績 小口(運転・設備・創業) 女性事業者 4人/68人		4		

施策(4) 働き方における格差の是正

No.	事業名	所管課	事業実績				
46	事業者へむけた啓発・情報提供	(現・平等文化と人権課)	ママインターン事業の中で、事業者への就業体験を行ったことにより、事業者に対しての理解促進が図れた。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		就業体験		3	延べ31人		
		経済課	男女雇用平等推進セミナーを東京労働情報センターとの共催により開催し、経営者・人事労務担当者・市民向けにダイバーシティ・マネジメントについて周知を行った(事業No.41と同事業が記載対象)。				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
			男女雇用平等推進セミナーの開催(2日間延べ人数)	1	34		
47	市民にむけた情報提供	課(現・平等文化と人権課)	ママインターン事業の中で、様々な働き方についての講座を展開した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		対象講座開催		15	31	1,264,888	
		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で開催した労働セミナーについて、市ホームページにチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。 ○セミナー内容:パートタイマーの日頃の疑問に答えます!~法律から給与明細の読み方・社会保険・税金まで~ ○対象者:パートで働く予定の方・働いている方・関心のある方 ○参加人数:59人 ○参加者のうち市内在住者割合は不明				
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他		
			労働セミナーの開催(共催)/2日間	1	59		

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1)「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

No.	事業名	所管課	事業実績				
48	ワークライフバランスに関する広報活動	(現・文化と人権課)	○父子料理講座による、仕事と家庭生活の調和についての普及啓発を実施。 ○ママインターン事業による、女性の多様な働き方の理解促進を実施。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		経済課	東京都が主催するワークライフバランス普及啓発イベントの広報を行った。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
		イベントチラシの配架	1				
49	庁内におけるワークライフバランスの推進	職員課	・前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。通年で原則として超過勤務を命じないこととした。超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届け出ることとした。また、6月から9月については朝の超過勤務を奨励した。 ・管理職を対象に「イクボス講座」を実施した。 ・男性の育児休業取得者数は1名あった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			ワーク・ライフ・バランス研修の実施	2	62	26,000	
		年度中に新規の対象者となった男性職員のうち、育児休業を取得した人の数		1			
(現・文化と人権課)	○ママインターン事業を紹介した情報誌をイントラ掲示し、多様な働き方についての普及を行った。						
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		庁内情報提供	1				

施策(2) 子育てへの支援

No.	事業名	所管課	事業実績				
50	男女がともに子育てを	健康推進課	両親学級は2種類開催。ひかりクラスは年6回・わくわくクラスは年4回、いずれも土曜日開催となっている。このうちひかりクラスはパートナー(父親)が主に体験・実習する内容となっている。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			両親学級ひかりクラス(土曜日開催、年6回)	6	全389 男189	283,002	
		両親学級わくわくクラス(土曜日2回、平日2回、計4回)	4	全173 男75	163,680		
		子育て相談室	通園教室の家庭支援骨子に基づき、4月の保護者交流会、5月の父親参観・講演会、9月の父子園内宿泊訓練、2月の親子行事、3月の卒園式は、通園教室通園児の父親に焦点をあてた事業として企画を行った。父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼び掛けると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員20名の内、平均すると約15名前後、卒園式においては約9割の父親が参加しており(年度途中退園者2名含む)、参加率は高く、意義のある行事となった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			父親参加行事(保護者交流会母19名:父16名、父親参観・講演会母11名:父14名、父子園内宿泊訓練父14名、親子行事母16名:父15名、卒園式母22名:父20名)参加	5	79		
		自主組織へのボランティア協力(例会、父子キャンプ、デイキャンプへの参加)	11	約300			
		(現・子ども支援課)	○児童館は毎週土曜日は開館し、父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作った。 ○父親も参加しやすい行事として、親子で参加できる児童館合同遠足を実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
児童館合同遠足	2		150				
男女平等文化課	一緒に料理をしていくことで、父親と子どもがお互いの良さや個性を認めながら深くかかわっていきけるきっかけとし、父親が育児に積極的にかかわっていくことを目的として、講座名「チャレンジ! パパと一緒に作ろう、ふかふか肉まんと簡単たまごスープ」を健康推進課と共催で開催した。						
	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
		男性の育児参加支援講座	1	30	26,000		

51	保育サービスの充実	保育課（現・子ども若者計画課）	<p>待機児童解消のため、4月1日に認可保育所1施設を開園し、定員100名を増員した。市内認可保育所定員数が1,997名から2,119名へと増加した。(定員数:、21年度1,276名、22年度1,358名、平成23年度1,638名、平成24年度1,899名)</p> <p>1園開園したが、入所申込者が定員拡大人数を上回り、待機児童数は平成25年度の53名から77名に増加した。(待機児童数:平成21年度101名、22年度74名、23年度39名、24年度53名)</p> <p>翌年度開園を目指し定員80名の施設の開設準備に着手した。</p> <p>保育サービス充実のため、病後児保育を1施設(定員4名)開始し4施設とした。</p>																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可保育所の新規開園数、定員拡大の状況(増加した定員数・施設数)</td> <td></td> <td>98</td> <td></td> <td>1施設</td> </tr> <tr> <td>待機児童の状況</td> <td></td> <td>77</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病児保育の受け入れ(定員数)</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>1施設</td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	認可保育所の新規開園数、定員拡大の状況(増加した定員数・施設数)		98		1施設	待機児童の状況		77			病児保育の受け入れ(定員数)		4		1施設											
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																														
認可保育所の新規開園数、定員拡大の状況(増加した定員数・施設数)		98		1施設																														
待機児童の状況		77																																
病児保育の受け入れ(定員数)		4		1施設																														
52	子育てを支え合う関係づくり	(現・子育て支援課)	<p>〇全学童保育所の保育時間8:00~19:00開所の実施。</p>																															
		子育て相談室	<p>〇社会福祉協議会への委託事業。育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児援助してほしい市民(利用会員)の登録、援助活動の調整をファミリー・サポート・センター職員であるアドバイザーが行い、育児の相互援助を全市的に広げた。特に、働く女性への支援として、ワーク・ライフ・バランスの視点で支援実施した。</p> <p>〇利用会員に比して、援助会員の数値が低いと、講習会等を実施して、会員数の増加に努めた。</p> <p>〇利用会員の増加のために、アドバイザーが市内親子ひろばへ出張し説明および登録などを行った。</p> <p>〇規則改正を行い、ひとり親家庭等への支援拡大を図った。</p>																															
53	子育てに関する総合的支援	子育て支援課	<p>平成26年度より、旧子育て支援課より子育て相談室へ移管される。</p>																															
		保育課（現・子ども子育て事業課）	<p>〇児童虐待への対応については、保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。</p> <p>〇虐待がおきないよう、保護者への対応にも保育に関する支援も行っている。</p> <p>〇家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり、その支援をするため、保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り、保護者は食育の講習や講話を受講し、事業を通じて育児相談等の支援を行った。</p> <p>〇男性の育児参加の促進は、参加しやすい土曜日に行事を設定した。</p> <p>〇児童虐待へは専門機関と連携し、情報を共有するなど早期発見に努めた。</p>																															
53	子育て相談室	子育て相談室	<p>〇家族や近隣に育児協力を得ることが困難で、育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、安心した子育てができる支援を行った。</p> <p>〇保護者の方が何らかの理由で一時的に養育できない場合、お子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。</p> <p>〇虐待通告を始め、18歳未満のお子さんを持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。</p>																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数、対象児童数</td> <td>64</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域支援・子育て支援のための専用施設の設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>平成26年度育児支援ヘルパー申請・派遣数</td> <td></td> <td>76件 60家庭</td> <td></td> <td>1694時間</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ利用数</td> <td></td> <td>9回 5家庭</td> <td></td> <td>35日</td> </tr> <tr> <td>平成26年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)</td> <td>9,744</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数、対象児童数	64	26			地域支援・子育て支援のための専用施設の設置				2施設	平成26年度育児支援ヘルパー申請・派遣数		76件 60家庭		1694時間	ショートステイ利用数		9回 5家庭		35日	平成26年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)	9,744				
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																														
要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数、対象児童数	64	26																																
地域支援・子育て支援のための専用施設の設置				2施設																														
平成26年度育児支援ヘルパー申請・派遣数		76件 60家庭		1694時間																														
ショートステイ利用数		9回 5家庭		35日																														
平成26年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む)	9,744																																	

54	子ども連れの施設整備	子育て支援課 (現・子ども子育て事業課)	○ベビーシートやベビーキープの設置目標値20箇所の設置完了しているため、利用者がわかりやすいよう、適切な場所で案内を掲示した。							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他		
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他						

施策(3) 介護への支援

No.	事業名	所管課	事業実績															
55	介護における男女共参画の意識づくり	(現・文化と人権課) 男女平等 人権課	妻がいる男性の生活自立の促進や、介護にかかわる性別役割分担に対する意識の解消を目的に、定年後夫婦のより良い関係について漫才師を講師に招いて、楽しく話していただく講座を開催した。併せて高齢者相談室職員による介護2次予防についての情報提供を行った。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当講座</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>26,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	該当講座	1	30	26,000						
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他												
該当講座	1	30	26,000															
<p>【介護予防の普及啓発に関する取組等】</p> <p>○市全体を対象に介護予防講演会を行うとともに、高齢期の身近な生活相談の窓口である委託地域包括支援センター(市内6か所)が個別相談や講座を実施した。</p> <p>○出前講座や文化と人権課の依頼により介護予防について講座を実施。</p>																		
		高齢者相談室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>決算額(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催</td> <td>41</td> <td>842</td> <td>12,300,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他	介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催	41	842	12,300,000						
内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他														
介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催	41	842	12,300,000															
56	介護への支援	高齢者相談室	<p>【介護予防の取組】</p> <p>○生活の不活発等により介護を要する状態に至ることを未然に防ぐため、生活機能に低下(疑念)を生じている方を把握し、機能低下の進行を予防するための事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施した。</p> <p>【家族介護者交流会】</p> <p>○委託地域包括支援センター(市内6か所)を拠点に、家族介護者交流会を実施した。情報提供と交流を合わせて行うことにより、介護者同士の繋がりを深めている。うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会(つどい)を継続して4年目となった。</p> <p>○認知症高齢者家族懇談会(きさらぎ会、市内3会場にて実施)について、引き続き開催支援を行った。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>決算額(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護者交流会の開催</td> <td>16</td> <td>257</td> <td>委託料に含めて実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)</td> <td>472</td> <td>2,149</td> <td>28,048,886</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他	介護者交流会の開催	16	257	委託料に含めて実施		通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)	472	2,149	28,048,886	
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他											
		介護者交流会の開催	16	257	委託料に含めて実施													
通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善)	472	2,149	28,048,886															
<p>○認知症に対して正しい知識を持って適切に対応できる人材を育成するため「認知症サポーター養成講座」を22回開催した。女性402名、男性235名参加があり、男性の参加者割合は昨年度より上昇している。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>予算(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>22</td> <td>637</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	認知症サポーター養成講座	22	637										
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他														
認知症サポーター養成講座	22	637																
57	介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	<p>(1)総合相談における相談実績(基幹型地域包括支援センター・委託先地域包括支援センターの実績)28,647件</p> <p>(2)権利擁護における相談実績(成年後見制度・高齢者虐待・地域福祉権利擁護事業等)2,858件</p> <p>(3)高齢者虐待に関する対応(国分寺市虐待防止ネットワーク実施要綱に基づく緊急受理会議・個別ケース会議の開催数)64回</p> <p>(まとめ)総合相談件数は年々増加し、地域包括支援センターが対応した事例もそれに伴い増加。最近が高齢部門の関係者だけでは解決しない事例が増加し、関係機関の調整、専門的な助言を求める場の調整が必要となっている。</p> <p>地域ケア会議の専門部会である権利擁護部会においては多機関との連携による事業の運営や日常的なケース支援の協力体制を持つことができる場面を持つことができた。</p> <p>専門的な助言が必要な事例においては、精神科医・弁護士・学識等をアドバイザーとして迎え適宜事例検討を行い支援方針の確認、支援機関の役割整理等を行った。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数(回)</th> <th>人数(人)</th> <th>決算額(円)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援困難ケース事例検討会</td> <td>9</td> <td>1回につき約10</td> <td>85,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待対応研修</td> <td>1</td> <td>45</td> <td>35,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他	支援困難ケース事例検討会	9	1回につき約10	85,500		高齢者虐待対応研修	1	45	35,000	
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他											
支援困難ケース事例検討会	9	1回につき約10	85,500															
高齢者虐待対応研修	1	45	35,000															

施策(4) 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	所管課	事業実績				
58	高齢者の自立支援	高齢者相談室	<p>(1) 地域包括ケア体制を推進するため、地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。</p> <p>(2) 市内の全地域包括支援センター職員による全体会を開催し、相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。</p> <p>(3) 地域包括支援センターの各職種による連絡会を開催し専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他
			地域ケア会議(作業部会含む)・小地域ケア会議・各種専門部会	23	550	116,500	
			地域包括支援センター・地域相談センター全体会(平成26年度より「地域包括支援センター全大会」に名称変更)	4	110	66,000	
地域包括支援センター・地域相談センター職種別連絡会(平成26年度より「地域包括支援センター職種別連絡会」に名称変更)	12	100	22,000				
59	障害者への支援	障害者相談室	<p>【身体障害者相談員、知的障害者相談員】</p> <p>福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また、電話による相談も随時受けており、障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。</p> <p>【地域活動支援センター】</p> <p>市内には、相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターI型が3箇所あり、ここにおいても種々の相談を受け、情報提供を行っている。</p> <p>【障害者就労支援センター】</p> <p>障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに、障害者と事業所とのコーディネートを行っている。また、就労希望者の積極的な掘り起こしや障害者雇用に取り組む企業等への支援等を行うために、地域開拓促進コーディネーターを配置した。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			身体障害者・知的障害者相談員相談実績		626		
			地域活動支援センター相談実績		35,413		
就労支援センター相談実績		5,780					
60	ひとり親家庭の生活安定	生活福祉課	<p>・ひとり親家庭(母子・父子世帯)の経済的自立を支援するため、母子・父子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。</p> <p>・平成26年10月1日に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となった。父子家庭への支援が法律に位置付けられ、相談を担当する「母子自立支援員」の名称も「母子父子自立支援員」となり、相談の対象者が広がった。また、福祉資金貸付の対象者に父子家庭が追加された。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			東京都母子・父子福祉資金の貸付	648件	81	43,642,400	
		自立支援給付金(高等技能訓練促進費)	45件	5	5,238,000		
		子育て相談室	<p>○申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。</p> <p>○ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			ひとり親ホームヘルプサービス利用数				16家庭
		ひとり親ホームヘルプサービス派遣回数	692				
		子育て支援課(現・子ども子育てサービス課)	<p>手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者に対しては、前年度と同様に児童扶養手当(国)、児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を適正に行った。</p>				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算(円)	その他
児童育成手当の支給 ※人数は支給延人数			10,915	153,900,000			
児童扶養手当の支給 ※人数は支給延人数				223,499,000			
ひとり親医療費の助成 ※人数は各年度3月実績	11,319	844	28,320,000				

61	外国人への情報提供	(現・文化のまちづくり課)	○「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」(英語, 中国語, 韓国語, ルビ付き日本語)を, 一昨年度から引き続き配架し, 子育てに係る手続きや市役所の窓口, サービスや支援制度などの情報提供を行った。				
			○市ホームページ改訂に合わせて, 市政戦略室へ自動翻訳機能搭載を要望し, 実現した。 ○「市と国際協会との情報交換会」を開催し, 市関係部署と国際協会とで, 外国人への効果的な情報提供について話し合った。 ○「外国人おかあさん交流会」を開催し, 日本人と外国人の母親の交流を支援した(国分寺市国際協会)。 ○「親子日本語サロン」を開催し, 外国籍の母親の日本語学習を支援した(国分寺市国際協会)。 ○「外国籍保護者のための小学校入学ガイダンス」冊子発行と説明会により, 小学校入学にあたって必要な情報を提供した(国分寺市国際協会)。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			配架部数				約700

施策(5) 高齢者の虐待防止

No.	事業名	所管課	事業実績				
62	「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室	平成23年度以降実施していなかった高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議, 実務者会議を障害者相談室と共に開催した。各ネットワーク会議においては, 各機関の役割や現状確認, 虐待防止に向けた活動計画について共有した。個別ケース会議においては, 関係各所との連携のもと高齢者とその家族(介護者)への支援を実施した。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			緊急受理会議・個別ケース会議の開催	64	1回につき約10		
			高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	1	17		
		高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	2	各回18			
		男女平等と人権課(現・文化)	高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行った。犯罪(投資詐欺)に巻き込まれたと思われる相談者の支援にあたった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	決算額(円)	その他
			70代以上の高齢者の相談件数		4		

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(1) 庁内における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績																																																												
63	審議会等による委員の偏りにおける解消	政策経営課	○平成25年度に市長の附属機関の委員の選任・委嘱に係る事務手続きフロー図を作成し, 委員の選任・委嘱の際には, 事前に政策経営課に連絡する等, 全庁的に委員の選任・委嘱方法の統一を図る。平成26年度も引き続き事務手続きフロー図に基づき, 平成11年10月20日付の「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて」の通達の趣旨を踏まえて委員の選任・委嘱手続きを行うよう周知した。 ○平成11年の通達では, 両性の意見が審議会等に反映されるようにしているため, 委員の男女比の配慮に努めるよう周知した。																																																												
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																																																								
		(現・男女平等と人権課)	○審議会の女性委員の比率調査について, 当課で直接実施した。 調査結果を庁内イントラネット掲示板に載せ, 女性委員登用の意識付けを行った。																																																												
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																																																								
			委員数調査・調査結果庁内周知	1																																																											
64	庁内の職域の偏りの解消	職員課	人事異動: 11回(4/1, 4/15, 7/1, 7/18, 8/1, 9/1, 10/1, 11/1, 12/1, 1/1, 3/15)																																																												
			事務系女性職員比率推移(4月1日現在)																																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>議会</th> <th>政策</th> <th>総務</th> <th>市民生活</th> <th>福祉保健</th> <th>子ども家庭(子ども福祉)</th> <th>環境</th> <th>都市建設</th> <th>都市開発</th> <th>会計</th> <th>選管</th> <th>監査</th> <th>教育</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>33.3%</td> <td>23.1%</td> <td>24.4%</td> <td>41.9%</td> <td>44.9%</td> <td>37.5%</td> <td>13.6%</td> <td>8.1%</td> <td>16.7%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>44.4%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>33.3%</td> <td>25.7%</td> <td>24.7%</td> <td>40.0%</td> <td>45.6%</td> <td>40.0%</td> <td>5.3%</td> <td>19.5%</td> <td>11.1%</td> <td>40.0%</td> <td>0.0%</td> <td>33.3%</td> <td>47.6%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>33.3%</td> <td>22.5%</td> <td>26.5%</td> <td>38.8%</td> <td>58.4%</td> <td>76.4%</td> <td>1.8%</td> <td>11.4%</td> <td>0.0%</td> <td>60.0%</td> <td>0.0%</td> <td>66.7%</td> <td>51.6%</td> <td>41.1%</td> </tr> </tbody> </table>		議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども家庭(子ども福祉)	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計	H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%	H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%	H27	33.3%	22.5%	26.5%	38.8%	58.4%	76.4%	1.8%	11.4%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	51.6%	41.1%
				議会	政策	総務	市民生活	福祉保健	子ども家庭(子ども福祉)	環境	都市建設	都市開発	会計	選管	監査	教育	計																																														
			H25	33.3%	23.1%	24.4%	41.9%	44.9%	37.5%	13.6%	8.1%	16.7%	40.0%	0.0%	33.3%	44.4%	32.2%																																														
H26	33.3%	25.7%	24.7%	40.0%	45.6%	40.0%	5.3%	19.5%	11.1%	40.0%	0.0%	33.3%	47.6%	33.3%																																																	
H27	33.3%	22.5%	26.5%	38.8%	58.4%	76.4%	1.8%	11.4%	0.0%	60.0%	0.0%	66.7%	51.6%	41.1%																																																	
内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他																																																											

65	女性管理職の登用促進	職員課	特になし。 (平成27年3月31日現在の状況:管理職総数66人,女性管理職6人,女性管理職比率9.09%)				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			管理職総数に対する女性比率		6/66		9.09%
		(現・男女平等文化と人権課)	職員の意識調査の集計を行った。 ○設問【現状国分寺市の女性管理職は7.1%(平成26年3月1日現在)です。東京都では16.8%(平成24年4月1日現在),23区26市平均は10.6%です(平成25年4月1日現在)。ちなみに米国では43.1%です(データブック国際労働比較2013より)。あなたは,女性管理職が少ない原因は何だと思いませんか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。】 に対し,【昇任したら,急な休みや育児・介護支援制度を取得しづらい】が最も多く,次いで【昇任しても残業しにくい】であった。 ○昇任希望についての設問では,【管理職に昇任したい】が男性11.3%に対し,女性2.6%であった。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
	職員意識調査の集計	1	535				

施策(2) 地域における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績				
66	男性の地域参画の促進	公民館課	男性が地域活動に参加するきっかけとなるような場として実施。光公民館では男性のための食生活講座を3回の連続講座として実施。お父さん応援講座は男性の生き方暮らし方を学び、仲間づくりの場になっている。他館は男性に限った講座は開催していないが、男性参加者の多い講座も実施している。				
			内容	回数(回)	延人数(人)	予算(円)	その他
			男性のための食生活講座	3	54	60,000	
			お父さん応援講座	4	27	56,000	
			歴史講座	2	100	52,000	
		日本を知るⅢ	3	100	66,000		
	(現・男女平等文化と人権課)	男性の地域参画を促進するために、2か年にわたるプロジェクトの2年目を実施した。料理講座、身だしなみ講座、おもてなし講座を実施し、国分寺まつり出店を果たした。					
		内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他	
		関連講座実施	3	延べ84	26,000		
67	市民活動への支援	協働コミュニケーション課	市民活動フェスティバルを4月20日に開催。来場者約800人、参加団体27団体。 市民活動団体ヒアリングを6団体に実施。 市民活動団体「こらぼdeサロン」を3回実施。24団体、46名が参加。 平兵衛まつりに市民活動センターが出展し、各団体の活動をPRした。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			市民活動フェスティバルの実施	1	約800		27団体出展
			団体ヒアリングの実施	6	8		6団体
		「こらぼdeサロン」の実施	3	46		24団体	
68	女性リーダーの育成	(現・男女平等文化と人権課)	○リーダー育成を主目的とする講座は実施しなかったが、講座受講によって女性の活躍につながるという視点は常に持って主催講座を実施した。 ○男女平等推進センター情報誌の編集委員として、市内で活躍する女性にインタビューする記事を掲載したことで、女性の活躍につながるよう取組んだ。 ○女性の再就職支援のための協働事業「ママインターン事業」では、さまざまな働き方で活躍する女性の姿を紹介できた。自らの意思で参画していく女性の育成につながると考えられる。				
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他
			男女平等推進センター主催講座	7	246		
			男女平等推進センター情報誌発行	1			2,500部

施策(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績							
69	都市計画・防災分野への男女共同参画	企 画 課 （ 都 市 計 画 課 ）	都市計画審議会の女性委員の人数について、前回同様である。							
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他			
		都市計画審議会女性委員の人数				3				
		課 （ く ら し の 防 災 安 全 課 ）	○女性の防災会議委員について平成26年度は、前年度と比べて人数の変動はありませんでした。							
内容	回数(回)		人数(人)	予算(円)	その他					
		国分寺市防災会議の女性委員の人数(平成26年度末時点)				1	2	19,000		
70	農業経営への男女共同参画	経 済 課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営計画認定につき2経営体が家族経営協定を締結した(家族経営協定締結件数/全経営体数=20/49。締結実績は40.8%)※平成26年度末時点。 ・平成26年11月に認定農業者を対象とした「先進農業経営見学会 in 国分寺」を開催(市・東京都農業会議共催)。 ・平成27年3月に女性の農業者等を対象とした交流。 ・平成26年10月にバス見学ツアーを開催(東京都農業会議主催)。 							
			内容	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他			
			女性認定農業者の研修参加人数				1	3		
			国分寺市の女性農業者の交流&バス見学ツアー参加人数				2			

記入例

平成26年度 国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票				事業No.	1		
担当課	文化と人権課			条例第3条第1項1号～5号のうち、事業に該当する理念を選択して記入する。			〇〇〇
男女平等推進の視点	男女平等社会を実現するための基本理念(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)						
	1号	性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力が分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会におけることなく、多様な生き方が選択できること					
対象事業	基本目標	1	男女の人権を尊重するまち				
	課題	1	男女平等意識の醸成				
	施策名	(1)	家庭や地域における男女平等の意識づくり				
	事業名	①	男女平等に関する学習機会の提供				
事業内容	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時を工夫をします。 ◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知 ◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施 ◇男女平等の保育、幼児教育の促進 ◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及						
事業実績	●事業実績を書いてください。 (例) 女性のエンパワーメントを目的に講座を開催した。他団体との連絡会を初めて開催した。 ○庁内横断的に男女平等の概念を連携を働きかけた。その結果、各課ごとに、職員への情報提供も、養護教諭との関わり、介護における安全課との関わりがあげられる。◇幼児期における男女平等教育の「ラ」として、男女平等教育に直接の						
	●特記事項 ※行動計画規定外の事業で、関連事業として実施し、成果をあげたものがあればご記入ください。評価の際に加点します。 何かが記入があれば意欲を評価して総合評価数値換算時に1点加点する。						
	●数値化可能な事業について、回数、参加者数(男女比)、予算などを書いてください。 (例) 講座、他団体との連絡会、啓発チラシ配布など						
回数(回)	人数(人)	予算(円)	評価年度	前年度	評価年度	前年度	前年度
8	742	59,820					
4	194	52,000					
		約20000					約2100
●下記の各「評価の視点」から見て、前年度と比べた推進状況A～Dを評価してください。							
事業評価				当年度(n)評価	数値換算	評価	前年度(n-1)評価
男女平等に関する学習機会の提供は行われたか				A	4	A	
評価理由	①計画に沿った事業を行ったかという視点からの評価。 ②事業実施の際に、男女平等推進の視点を盛り込んで行ったかどうか、もしくは、事業実施の内容が男女平等推進の視点から見て適切・効果的であったかという視点からの評価。			A	4	A	
評価理由	③事業実施により、男女平等社会の実現の観点から成果をあげることができたかという視点からの評価。			A	4	B	
評価理由	講座の際に実施したアンケートによると、講座受講前後で「意識が変わった」と回答した方の率が、平均して95%以上であったため。						
評価の基準	A=前年度より実績があがった B=前年度と同様の実績 C=達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった 【数値換算の方法について】 各事業評価の視点における評価につき、A=4 B=3 C=2 D=1 達成=4 休止・廃止=1点として合計点を事業評価の視点数3で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価とした。						
評価の説明	●計画改定時(24年度)と比べた場合の推進状況			●総合的に見た場合の当該年度の推進状況			
				O			
●二重線囲みで示した、男女平等推進の視点から見た今後の課題及び次年度以降の取組み予定 2012年の内閣府調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」に賛成する20代女性が、2009年の調査時を15.9ポイント上回り43.7%となった。その一方、少子化による労働力不足、専業主婦の受け皿としての男性の終身雇用の揺らぎ等、女性の経済力が一段と必要とされている状況がある。市としては、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人が現実的な選択をできるよう、情報を提供していく必要があると考える。				●課題を解決するために連携の必要な所管課 引き続き講座はできるだけ他部署と連携して行えるようにする			

資料No.3 平成27年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成27年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 年間スケジュールと今年度評価手法の説明 評価作業グループ分け（責任者決め） 次回以降の委員会日程検討
第2回	平成27年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> 施策推進状況の検討（各グループからの報告） ヒアリング対象課検討
第3回	平成27年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング（公民館課及び職員課） 意見交換
第4回	平成27年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> 施策別推進状況評価審議（ヒアリング対象課事業を含む施策及び特に検討を要する施策を中心に）
第5回	平成27年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> 施策別推進状況評価審議
第6回	平成27年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価内容の最終調整 答申案審議

○平成27年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

（任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日）

氏名	所属等	選出区分
小松 清	三多摩医療生活協同組合	1号委員 （男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
佐川 和子	多摩でDVを考える会	
○廣田 昌子	国際ソロプチミスト国分寺	
吉田 英子	フェミニネット奏	
中村 洋子	一般市民公募	2号委員 （公募市民）
松島 勇	一般市民公募	
升田 範夫	一般市民公募（平成27年4月1日付任命）	
苫米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 （識見を有する者）
◎長津 芳	元国分寺市立第七小学校校長	

◎・・・委員長 ○・・・副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	平成27年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識・実態調査について 評価スケジュールについて 今年度評価の手法について 推進委員会への諮問事項について
第2回	平成27年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識・実態調査について ※評価のための開催ではない
第3回	平成27年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 施策別推進状況評価について（推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討）

○平成 27 年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長（会長）	橋本 正之
市民生活部長（副会長）	水越 寿男
政策部長	内藤 達也
総務部長	塩野目 龍一
福祉保健部長	一ノ瀬 理
子ども家庭部長	根本 裕之
教育部長	本橋 信行

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 27 年 8 月 17 日	・事業推進状況評価検討（課題 1～2）
第 2 回	平成 27 年 8 月 19 日	・事業推進状況評価検討（課題 3～6）

○平成 27 年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

（任期：平成 27 年 8 月 5 日から平成 29 年 8 月 4 日）

所属	氏名
政策部市政戦略室広報担当係長	○毛利 聡
政策部政策法務課政策法務担当係長	柳井 幸
総務部職員課人事・研修係	村上 航
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	高澤 芳友
市民生活部協働コミュニティ課協働・コミュニティ担当係長	澁谷 尚
福祉保健部地域福祉課地域福祉係主任	田中 由佳
福祉保健部障害者相談室庶務係	京極 充慶
福祉保健部介護保険課給付管理係	小池 純子
子ども家庭部子ども子育てサービス課手当助成担当	田原 美幸
子ども家庭部子育て相談室主任	安原 佳子
教育部教育総務課企画係	河合 光子
教育部学校指導課指導係	茂木 陽
教育部公民館課もとまち公民館長兼事業係長	豊泉 早苗
教育部国分寺市立第二小学校技能係長	◎山口 悦子

◎…委員長 ○…副委員長

資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。
- (3) 「課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」の「施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み」から「施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく、国分寺市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に相当します。

3 計画の期間

第4次国分寺市長期総合計画の実施年度に合わせ、期間を平成20(2008)年度から平成28(2016)年度の9年間としています。平成23(2011)年度に計画の見直しを行い、平成24(2012)年度から中間見直し計画を施行しました。

4 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」という。)」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的あるいは市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内の10人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織である「国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)」により、男女平等推進施策の総合的な推進と調整を行います。

(2) 市民，事業者等との連携と協働

男女平等推進をめぐる課題は，あらゆる分野に深く根ざしています。男女平等社会の実現にむけて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

(3) 国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

計画をより実効性のあるものとするために，年度ごとに推進状況の報告を行い，進ちよく状況を示します。また，国分寺市男女平等推進条例第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

進ちよく状況の評価にあたっては，評価基準を明確にし，それをもとに評価した結果を計画の見直しに反映します。

5 計画の基本理念

本計画に基づき施策を推進するにあたっては，国分寺市男女平等推進条例第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

(1) 性別にかかわらずだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダー(社会的性別)による固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。

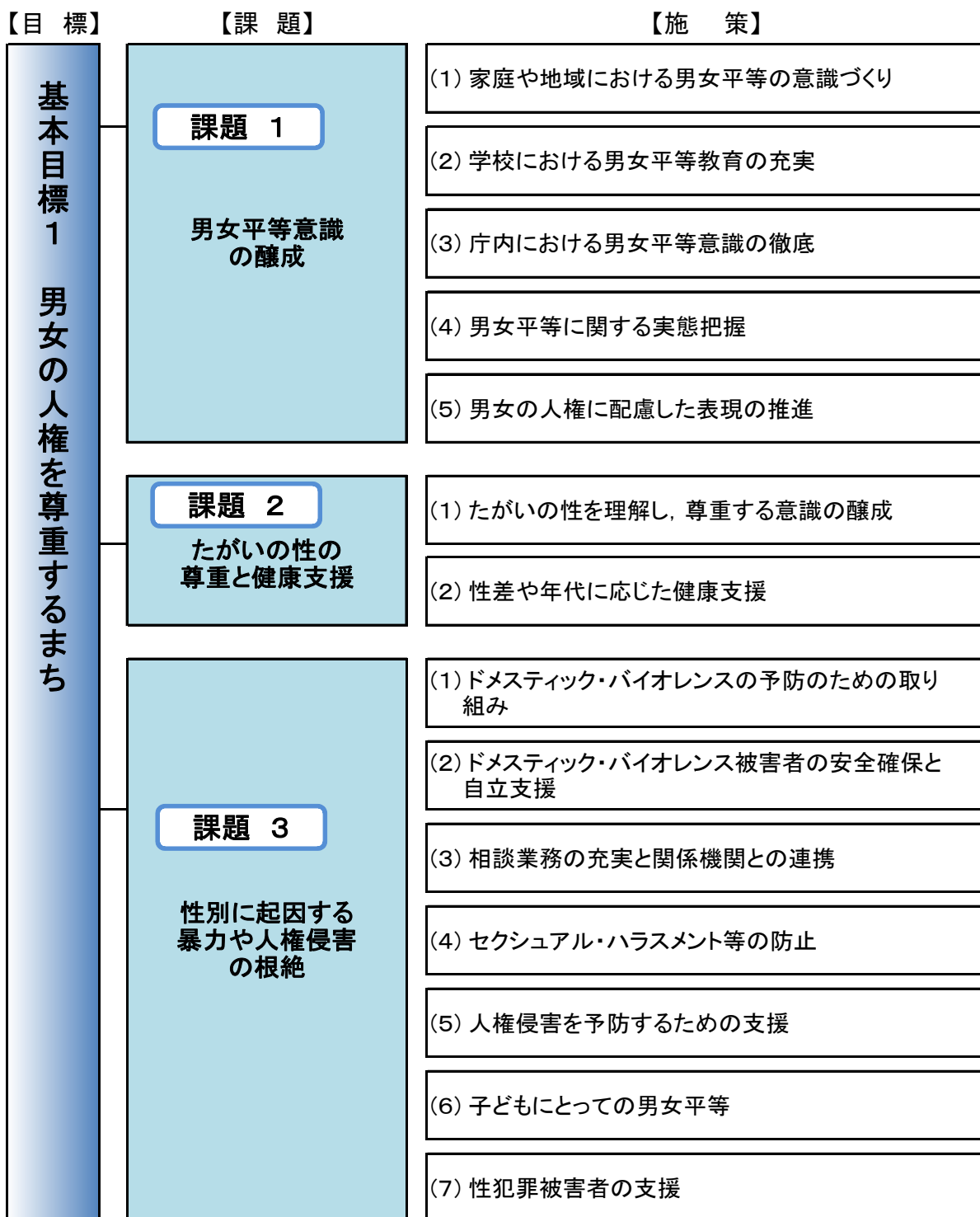
(2) 性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

(3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

(4) 性別にかかわらずだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育てや介護等家族としての役割を果たすことと，職場や地域等において活動することとを両立できるようにすること。

(5) 国際社会における取組みと密接な関係があることを認識して，取組みを推進すること。

【施策体系図】



【目標】

【課題】

【施策】

基本目標 2

男女が平等に社会参画できるまち

課題 4

就労における
男女平等の推進

(1) 事業者への啓発と支援

(2) 男女平等の視点による調達の様子の検討

(3) 起業・再就職への支援

(4) 働き方における格差の是正

課題 5

男女共同参画
を支える
環境の充実

(1) ワークライフバランス(仕事と生活との調和)の
推進

(2) 子育てへの支援

(3) 介護への支援

(4) 生活の安定と自立の促進

(5) 高齢者の虐待防止

課題 6

政策・方針等の
意思決定への
男女共同参画

(1) 庁内における男女共同参画

(2) 地域における男女共同参画

(3) 新たに取り組むを必要とする分野への男女共同
参画

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 性別による権利侵害の禁止等(第8条)

第3章 基本的施策(第9条・第10条)

第4章 具体的施策(第11条—第17条)

第5章 男女平等推進センター(第18条—第22条)

第6章 苦情等への対応(第23条・第24条)

第7章 男女平等推進委員会(第25条・第26条)

第8章 雑則(第27条)

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念に基づき、国分寺市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
 - (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内

- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 委員会の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(平成25年条例第42号・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)

- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例(平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料No.6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日
訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(平成19年訓令第25号・一部改正)

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 福祉保健部長
- (6) 子ども福祉部長
- (7) 教育部長

(平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・全改，平成18年訓令第36号・一部改正)

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 福祉保健部 3人以内
- (5) 子ども福祉部 2人以内
- (6) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会(以下「推進協議会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正)

(庶務)

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正，平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第15条繰上，平成26年訓令第16号・一部改正)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。


(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正，平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

[以下略]





国分寺市男女平等推進行動計画
(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
推進状況年次評価報告書
【平成26年度 実施状況】

平成27年9月発行
国分寺市 市民生活部 文化と人権課
国分寺市光町 1-46-8 ひかりプラザ2階
電話：042-573-4378
FAX：042-573-4388